

令和5年度

# 市税概要



上田市



# 上田市民憲章



上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然や 先人の築いた歴史と文化を大切にするまちです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち 未来への発展を願って ここに市民憲章を定めます

- 1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまちをつくります
- 1 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちをつくります
- 1 未来を担う子どもらが健やかに育つ 夢あるまちをつくります
- 1 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちをつくります

平成19年（2007年）10月3日制定

# 目 次

## I 上田市の概要

1 市のあらまし	1
2 人口と世帯数	1
3 位置	1
4 上田市の詳細図	2
5 原付オリジナルナンバープレート	2
6 市の予算と決算	
(1) 令和5年度一般会計当初予算	3
(2) 令和4年度一般会計決算	4

## II 市税の概要

1 令和5年度市税当初予算	5
2 一般会計歳入額と市税収入額の推移	6
3 市税負担状況	7
4 税目別決算額の推移	8

## III 市県民税

1 納税義務者数の推移	
(1) 個人市民税	12
(2) 個人県民税	12
2 課税額・調定額の推移	
(1) 個人市民税課税額・調定額の推移	13
(2) 個人県民税課税額・調定額の推移	13
(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合	14
3 令和5年度課税標準額段階別所得の状況	15
4 所得控除の状況	16
5 令和5年度所得区分による課税状況	17
6 令和5年度税額控除の状況	17
7 法人市民税	
(1) 納税義務者数の推移	18
(2) 調定件数、調定額、電子申請件数	18
(3) 業種別調定額の推移	19

## IV 固定資産税

1 課税状況の推移	
(1) 固定資産税調定額等の推移	20
(2) 国有資産等所在市町村交付金	20
2 土地の概要	
(1) 令和5年度土地の総括	21
(2) 決定価格等の推移	23
3 家屋の概要	
(1) 令和5年度家屋の総括	24
(2) 決定価格等の推移	24
(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移	25
(4) 新・増築分家屋の推移	26
4 償却資産の概要	
(1) 令和5年度償却資産の総括	27
(2) 課税標準額等の推移	28

## V 諸税・その他

1 軽自動車税	
(1) 調定額の推移	29
(2) 環境性能割の課税台数の推移	29
(3) 種別割の車種別課税台数の推移	29
(4) 種別割の非課税、減免台数の推移	29
(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況	30
2 市たばこ税	31
3 鉱産税	31
4 入湯税	31
5 都市計画税	31
6 国民健康保険税	32
7 証明、閲覧関係	
(1) 証明閲覧手数料徴収基準	32
(2) 諸証明取扱状況	32
(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移	32
8 税率と納期	33
9 税務機構及び事務分掌	35
10 市税の徴収に要する経費	36

## VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移	37
2 納付状況	
(1) 口座振替、自主納付（予定者）の推移	38
(2) 口座振替による納付状況	39
(3) 令和4年度税目別の口座振替依頼状況	39
(4) 口座振替手数料の支払状況(金融機関分)	39
(5) 郵便振替手数料の支払状況	39
(6) コンビニ収納手数料の支払状況	39
3 督促関係	
(1) 督促状の発付状況	40
(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況	40
4 滞納処分、差押等	
(1) 税目別滞納の内訳	40
(2) 滞納処分の執行停止状況	41
(3) 不納欠損処分状況	41
(4) 財産の差押と解除の状況	42
(5) 差押現在高	42
(6) 交付要求等の状況	43
(7) 交付要求現在高	43
(8) 公売処分の実施状況	43
(9) 催告書発送数	43
5 個人県民税関係	
(1) 令和4年度個人県民税徴収取扱費の状況	44
(2) 令和4年度までの個人県民税の取扱状況	44
6 県内19市の市税等収納率の状況	45
参考資料 市税のあゆみ	47

図表中、各項目の計数は、原則として単位未満四捨五入としたため合計と一致しない場合があります。

# I 上田市の概要

## 1 市のあらまし

上田市は、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併し誕生した、人口約15万人を擁する長野県東部の中核都市です。

北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原高原などの2,000メートル級の山々に囲まれ、佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れていきます。地勢については、標高400メートルから800メートルの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されています。

上田市の盆地部分の年平均気温は、摂氏11.9度です。昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、晴天率が高く、年間の平均降水量が約890ミリメートルと全国でも有数の少雨乾燥地帯となっています。

主な産業は、かつて「蚕都（さんと）」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引し、高度な技術を有する企業の集積が見られます。

農業は少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われています。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多彩な彩りで訪れる人を魅了します。

上田市は、長野県東部の中核都市として、「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」をキャッチフレーズに、「市民が主役のまちづくり」、「安全・安心な快適環境のまちづくり」、「誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり」、「ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり」、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」を目指しています。

## 2 人口と世帯数

区 分	面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口			1世帯当 たりの人口	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			男	女	計		
平成30年	552.04	64,243	76,072	79,251	155,323	2.4	281
令和元年	552.04	64,511	75,545	78,656	154,201	2.4	279
令和2年	552.04	64,533	74,787	77,993	152,780	2.4	277
令和3年	552.04	64,823	74,985	78,160	153,145	2.4	277
令和4年	552.04	65,348	74,551	77,637	152,188	2.3	276

資料:世帯数、人口は長野県毎月人口移動調査結果による。(10月1日現在)

## 3 位置

日本のほぼ中央に位置している上田市は、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村(群馬県)、東御市、南は長和町、立科町と接しています。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄え、交通の要衝でしたが、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道(上田菅平インターチェンジ)を有しています。

東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば最短80分の距離です。避暑地として有名な軽井沢町からは約40キロメートル、1998年冬季オリンピックの主会場となった長野市とも約40キロメートルの位置にあります。

東西約31キロメートル、南北約37キロメートルの広がりを持ち、面積は、552.04平方キロメートル、市役所本庁の位置は、東経138度15分、北緯36度24分、海拔456メートルです。



## 4 上田市の詳細図



## 5 原付オリジナルナンバープレート



上田城跡公園 東虎口櫓門前

上田市では、平成20年8月20日 合併後3周年の機会に、地域の一体感の醸成と観光振興・地域振興等を目的として、県下初となる先駆的な取り組みとして、形を上田城の櫓をモチーフに「信州」と「六文銭」をデザインに入れ「上田らしさ」を表現した「原付オリジナルナンバープレート」を作製し交付を始めました。

この「原付オリジナルナンバープレート」が市民に愛され、親しまれるとともに、動く広告塔として、自然と歴史ロマンあふれる真田幸村公の故郷 信州上田を全国へアピールし、地域振興と観光振興の一助としています。

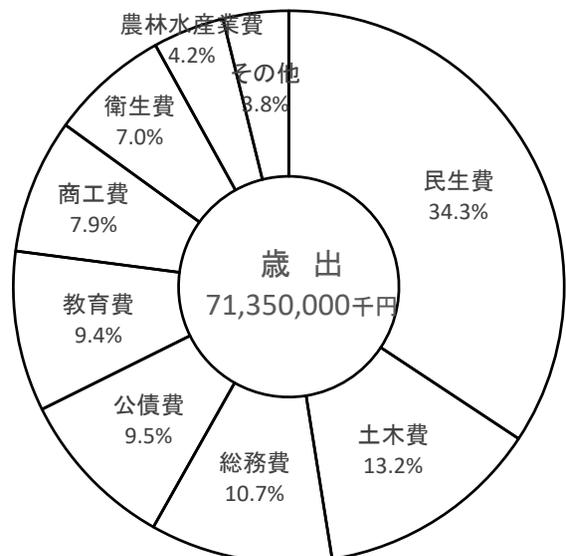
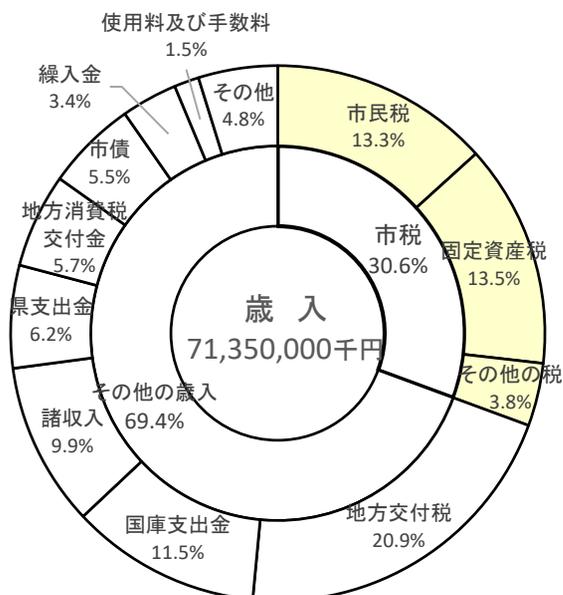
## 6 市の予算と決算

(1) 令和5年度一般会計当初予算

(単位：千円、%)

	歳入科目	予算額	構成比	歳出科目	予算額	構成比
1	市 税	21,819,050	30.6	議 会 費	374,336	0.5
2	地 方 譲 与 税	556,657	0.8	総 務 費	7,623,053	10.7
3	利 子 割 交 付 金	6,000	0.0	民 生 費	24,456,342	34.3
4	配 当 割 交 付 金	80,000	0.1	衛 生 費	4,976,602	7.0
5	株式等譲渡所得割交付金	55,000	0.1	労 働 費	193,861	0.3
6	法 人 事 業 税 交 付 金	320,000	0.4	農 林 水 産 業 費	2,993,536	4.2
7	地 方 消 費 税 交 付 金	4,100,000	5.7	商 工 費	5,618,914	7.9
8	ゴルフ場利用税交付金	18,000	0.0	土 木 費	9,401,208	13.2
9	環 境 性 能 割 交 付 金	35,000	0.0	消 防 費	2,053,758	2.9
10	地 方 特 例 交 付 金	170,000	0.2	教 育 費	6,725,178	9.4
11	地 方 交 付 税	14,900,090	20.9	災 害 復 旧 費	20,100	0.0
12	交通安全対策特別交付金	19,000	0.0	公 債 費	6,813,112	9.5
13	分 担 金 及 び 負 担 金	270,516	0.4	予 備 費	100,000	0.1
14	使用料及び手数料	1,072,306	1.5			
15	国 庫 支 出 金	8,174,562	11.5			
16	県 支 出 金	4,447,329	6.2			
17	財 産 収 入	183,662	0.3			
18	寄 附 金	422,501	0.6			
19	繰 入 金	2,395,649	3.4			
20	繰 越 金	1,300,000	1.8			
21	諸 収 入	7,097,778	9.9			
22	市 債	3,906,900	5.5			
	歳 入 合 計	71,350,000	100.0	歳 出 合 計	71,350,000	100.0

### 令和5年度一般会計当初予算グラフ

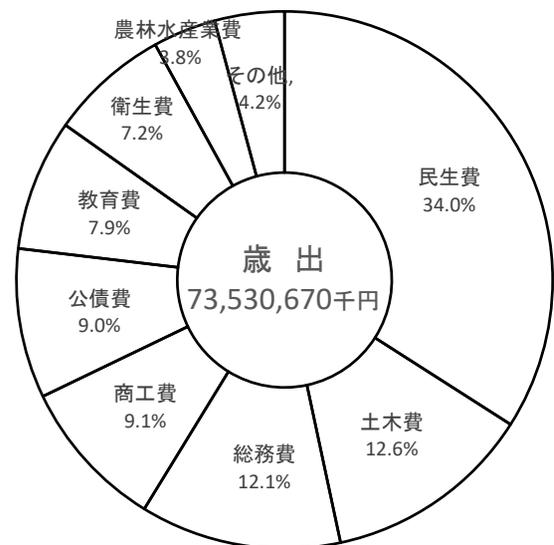
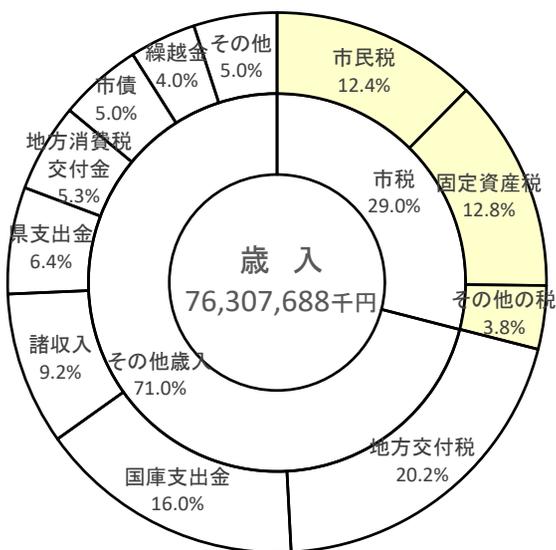


(2) 令和4年度一般会計決算

(単位：千円、%)

歳入科目				歳出科目			
	歳入科目	決算額	構成比		決算額	構成比	
1	市 税	22,111,519	29.0	議 会 費	369,723	0.5	
2	地 方 譲 与 税	588,605	0.8	総 務 費	8,880,691	12.1	
3	利 子 割 交 付 金	7,731	0.0	民 生 費	25,020,251	34.0	
4	配 当 割 交 付 金	93,224	0.1	衛 生 費	5,325,164	7.2	
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	67,148	0.1	労 働 費	185,371	0.3	
6	法 人 事 業 税 交 付 金	374,468	0.5	農 林 水 産 業 費	2,826,475	3.8	
7	地 方 消 費 税 交 付 金	4,072,959	5.3	商 工 費	6,671,618	9.1	
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,812	0.0	土 木 費	9,273,080	12.6	
9	環 境 性 能 割 交 付 金	38,231	0.1	消 防 費	1,979,572	2.7	
10	地 方 特 例 交 付 金	194,118	0.3	教 育 費	5,794,468	7.9	
11	地 方 交 付 税	15,394,370	20.2	公 債 費	6,646,246	9.0	
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,276	0.0	災 害 復 旧 費	558,011	0.8	
13	分 担 金 及 び 負 担 金	254,209	0.3	予 備 費	0	0.0	
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,101,133	1.4				
15	国 庫 支 出 金	12,175,603	16.0				
16	県 支 出 金	4,864,361	6.4				
17	財 産 収 入	271,696	0.4				
18	寄 附 金	432,537	0.6				
19	繰 入 金	350,923	0.5				
20	繰 越 金	3,052,121	4.0				
21	諸 収 入	6,994,444	9.2				
22	市 債	3,830,200	5.0				
	歳 入 合 計	76,307,688	100.0	歳 出 合 計	73,530,670	100.0	

令和4年度一般会計決算グラフ



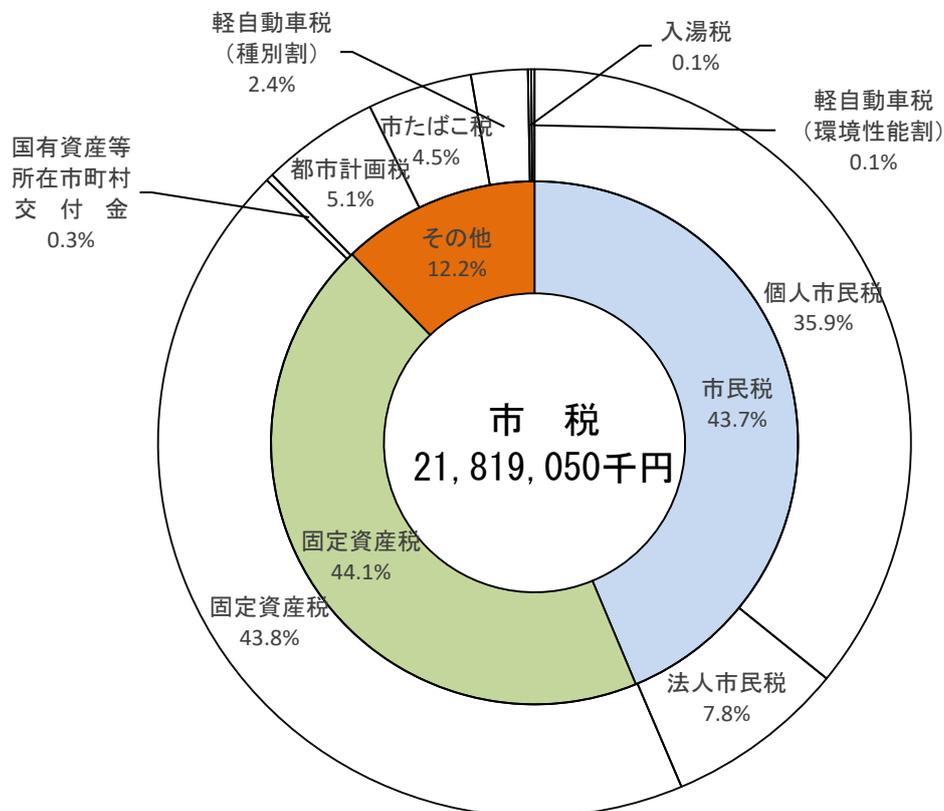
## Ⅱ 市税の概要

### 1 令和5年度市税当初予算

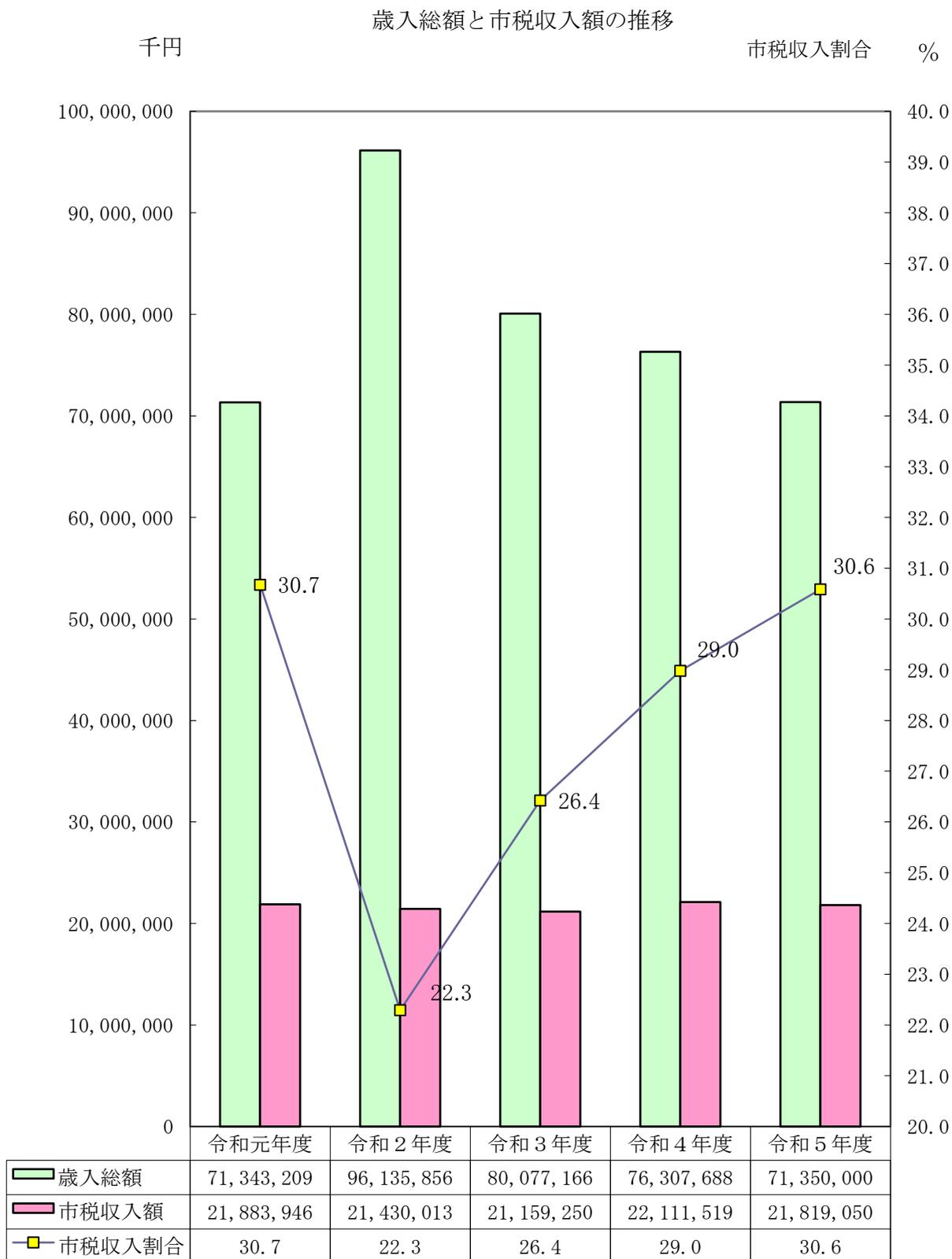
(単位：千円、%)

税目	現年課税	滞納繰越	合計	構成比	前年比
個人市民税	7,800,000	25,000	7,825,000	35.9	103.5
法人市民税	1,690,000	2,000	1,692,000	7.8	103.2
固定資産税	9,500,000	55,000	9,555,000	43.8	99.3
国有資産等所在市町村 交付金	69,000	0	69,000	0.3	98.6
軽自動車税(環境性能割)	30,000	0	30,000	0.1	100.0
軽自動車税(種別割)	530,000	1,000	531,000	2.4	99.2
市たばこ税	980,000	0	980,000	4.5	104.3
入湯税	30,000	50	30,050	0.1	149.9
都市計画税	1,100,000	7,000	1,107,000	5.1	99.5
合計	21,729,000	90,050	21,819,050	100.0	101.4

#### 【令和5年度市税当初予算グラフ】



## 2 一般会計歳入額と市税収入額の推移



備考 令和5年度は当初予算額、令和4年度以前は決算額

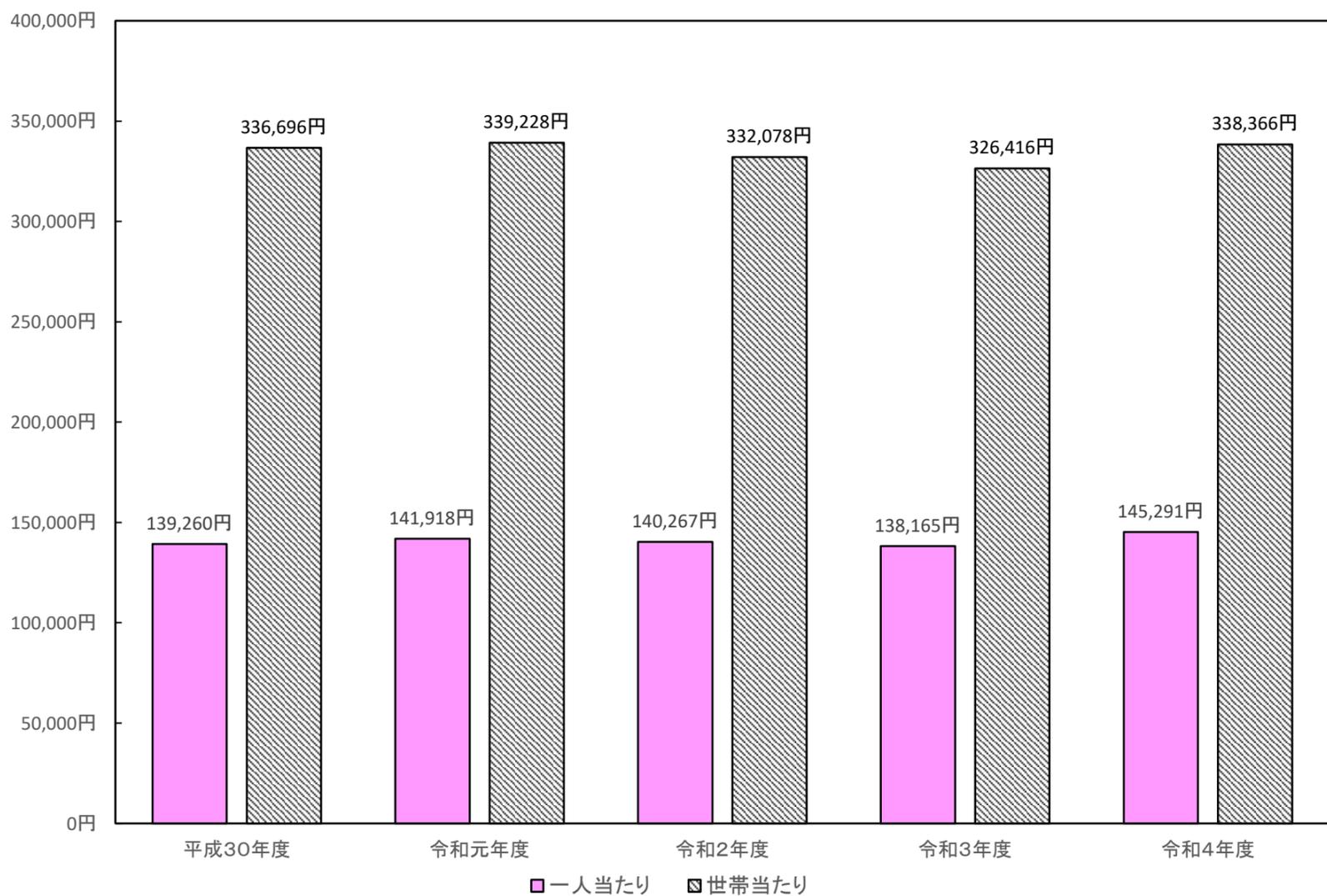
### 3 市税負担状況

(単位：円、%)

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		税 額	前年比								
人 口 一 人 当 た り	市税総額	139,260	100.39	141,918	101.91	140,267	98.84	138,165	98.50	145,291	105.16
	個人市民税	49,246	101.82	51,209	103.99	50,634	98.88	49,198	97.16	51,181	104.03
	固定資産税	60,047	98.65	61,655	102.68	62,631	101.58	59,720	95.35	63,898	107.00
	その他の税	29,967	101.64	29,054	96.95	27,002	92.94	29,247	108.32	30,212	103.30
一 世 帯 当 た り	市税総額	336,696	99.22	339,228	100.75	332,078	97.89	326,416	98.29	338,366	103.66
	個人市民税	119,063	100.63	122,405	102.81	119,874	97.93	116,230	96.96	119,195	102.55
	固定資産税	145,178	97.50	147,373	101.51	148,277	100.61	141,088	95.15	148,811	105.47
	その他の税	72,455	100.45	69,450	95.85	63,927	92.05	69,098	108.09	70,360	101.83

(備考) 税額=収入済額/10月1日人口、世帯数(長野県毎月人口異動調査結果による。)

#### 市税負担状況の推移グラフ



## 4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和元年度							
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,891,068,400	7,819,894,143	11,305	71,162,952	99.10	99.08	0.02	
		滞納繰越分	247,575,430	76,595,261	20,101,952	150,878,217	30.94	35.60	△4.66	
		小 計	8,138,643,830	7,896,489,404	20,113,257	222,041,169	97.02	96.65	0.37	
	法人 市 民 税	現年課税分	1,747,714,500	1,744,475,711	0	3,238,789	99.81	99.78	0.03	
		滞納繰越分	30,109,337	3,989,232	2,263,500	23,856,605	13.25	16.59	△3.34	
		小 計	1,777,823,837	1,748,464,943	2,263,500	27,095,394	98.35	98.37	△0.02	
	計		9,916,467,667	9,644,954,347	22,376,757	249,136,563	97.26	96.99	0.27	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,511,171,300	9,398,157,871	6,084,521	106,928,908	98.81	98.52	0.29
			滞納繰越分	466,695,446	109,053,184	43,074,586	314,567,676	23.37	26.26	△2.89
小 計			9,977,866,746	9,507,211,055	49,159,107	421,496,584	95.28	94.65	0.63	
国有資産等所在市町村 交付金		74,402,900	74,402,900	0	0	100.00	100.00	0.00		
計		10,052,269,646	9,581,613,955	49,159,107	421,496,584	95.32	94.69	0.63		
軽 自 動 車 税	環境性能割		5,270,600	5,270,600	0	0	100.00	-	-	
	種 別 割	現年課税分	523,766,000	516,995,597	2,000	6,768,403	98.71	98.40	0.31	
		滞納繰越分	21,211,248	5,976,456	1,857,019	13,377,773	28.18	32.95	△4.77	
		小 計	544,977,248	522,972,053	1,859,019	20,146,176	95.96	95.62	0.34	
	計		550,247,848	528,242,653	1,859,019	20,146,176	96.00	95.62	0.38	
市 た ば こ 税	現年課税分		981,167,285	981,138,825	0	28,460	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-	
	計		981,167,285	981,138,825	0	28,460	100.00	100.00	0.00	
鉦 産 税		0	0	0	0	-	100.00	-		
入 湯 税	現年課税分		39,017,450	39,004,500	0	12,950	99.97	99.70	0.27	
	滞納繰越分		2,406,087	667,745	333,037	1,405,305	27.75	41.64	△13.89	
	計		41,423,537	39,672,245	333,037	1,418,255	95.77	94.78	0.99	
都 市 計 画 税	現年課税分		1,108,300,800	1,095,131,049	709,006	12,460,745	98.81	98.52	0.29	
	滞納繰越分		56,460,146	13,193,086	5,211,097	38,055,963	23.37	26.27	△2.90	
	計		1,164,760,946	1,108,324,135	5,920,103	50,516,708	95.15	94.49	0.66	
市税現年課税分		21,881,879,235	21,674,471,196	6,806,832	200,601,207	99.05	98.90	0.15		
市税滞納繰越分		824,457,694	209,474,964	72,841,191	542,141,539	25.41	29.10	△3.69		
市 税 合 計		22,706,336,929	21,883,946,160	79,648,023	742,742,746	96.38	95.94	0.44		
国 保 税	現年課税分		2,875,767,100	2,714,890,780	0	160,876,320	94.41	93.92	0.49	
	滞納繰越分		674,942,527	154,131,233	76,355,709	444,455,585	22.84	27.44	△4.60	
	合 計		3,550,709,627	2,869,022,013	76,355,709	605,331,905	80.80	79.84	0.96	

## 4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和2年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,725,315,662	7,666,826,219	30,668	58,458,775	99.24	99.10	0.14
		滞納繰越分	216,064,223	68,988,449	23,566,784	123,508,990	31.93	30.94	0.99
		小 計	7,941,379,885	7,735,814,668	23,597,452	181,967,765	97.41	97.02	0.39
	法 人 市 民 税	現年課税分	1,428,834,200	1,395,900,900	130,000	32,803,300	97.70	99.81	△2.11
		滞納繰越分	27,095,394	4,348,530	1,020,300	21,726,564	16.05	13.25	2.80
		小 計	1,455,929,594	1,400,249,430	1,150,300	54,529,864	96.18	98.35	△2.17
計			9,397,309,479	9,136,064,098	24,747,752	236,497,629	97.22	97.26	△0.04
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,647,792,600	9,475,548,710	6,394,642	165,849,248	98.21	98.81	△0.60
		滞納繰越分	421,381,984	93,187,289	37,776,914	290,417,781	22.11	23.37	△1.26
		小 計	10,069,174,584	9,568,735,999	44,171,556	456,267,029	95.03	95.28	△0.25
	国有資産等所在市町村 交付金	72,982,000	72,982,000	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計			10,142,156,584	9,641,717,999	44,171,556	456,267,029	95.07	95.32
軽 自 動 車 税	環境性能割		22,551,800	22,551,800	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	539,093,300	534,092,056	0	5,001,244	99.07	98.71	0.36
		滞納繰越分	20,056,076	5,793,027	1,684,400	12,578,649	28.88	28.18	0.70
		小 計	559,149,376	539,885,083	1,684,400	17,579,893	96.55	95.96	0.59
計			581,701,176	562,436,883	1,684,400	17,579,893	96.69	96.00	0.69
市 た ば こ 税	現年課税分		953,800,648	953,800,648	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		28,460	28,460	0	0	100.00	-	-
	計			953,829,108	953,829,108	0	0	100.00	0.00
釧 産 税			0	0	0	0	-	-	-
入 湯 税	現年課税分		18,678,950	18,585,550	0	93,400	99.50	99.97	△0.47
	滞納繰越分		1,418,255	1,323,186	0	95,069	93.30	27.75	65.55
	計			20,097,205	19,908,736	0	188,469	99.06	95.77
都 市 計 画 税	現年課税分		1,124,551,800	1,104,468,052	745,358	19,338,390	98.21	98.81	△0.60
	滞納繰越分		50,503,608	11,587,682	4,697,495	34,218,431	22.94	23.37	△0.43
	計			1,175,055,408	1,116,055,734	5,442,853	53,556,821	94.98	95.15
市税現年課税分			21,533,600,960	21,244,755,935	7,300,668	281,544,357	98.66	99.05	△0.39
市税滞納繰越分			736,548,000	185,256,623	68,745,893	482,545,484	25.15	25.41	△0.26
市 税 合 計			22,270,148,960	21,430,012,558	76,046,561	764,089,841	96.23	96.38	△0.15
国 保 税	現年課税分		2,777,651,700	2,642,868,408	0	134,783,292	95.15	94.41	0.74
	滞納繰越分		598,817,105	153,960,492	63,566,941	381,289,672	25.71	22.84	2.87
	合 計			3,376,468,805	2,796,828,900	63,566,941	516,072,964	82.83	80.80

## 4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和3年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,524,799,220	7,481,578,353	75,050	43,145,817	99.43	99.24	0.19
		滞納繰越分	181,407,330	52,821,280	27,879,152	100,706,898	29.12	31.93	△2.81
		小 計	7,706,206,550	7,534,399,633	27,954,202	143,852,715	97.77	97.41	0.36
	法 人 市 民 税	現年課税分	1,684,837,200	1,682,849,000	0	1,988,200	99.88	97.70	2.18
		滞納繰越分	54,529,864	29,812,836	2,053,363	22,663,665	54.67	16.05	38.62
		小 計	1,739,367,064	1,712,661,836	2,053,363	24,651,865	98.46	96.18	2.28
	計		9,445,573,614	9,247,061,469	30,007,565	168,504,580	97.90	97.22	0.68
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,070,956,200	8,997,255,186	5,639,690	68,061,324	99.19	98.21	0.98
		滞納繰越分	456,372,429	148,508,963	46,611,983	261,251,483	32.54	22.11	10.43
		小 計	9,527,328,629	9,145,764,149	52,251,673	329,312,807	96.00	95.03	0.97
	国有資産等所在市町村 交 付 金	71,962,300	71,962,300	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		9,599,290,929	9,217,726,449	52,251,673	329,312,807	96.03	95.07	0.96
軽 自 動 車 税	環境性能割		26,071,400	26,071,400	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	557,988,600	553,782,076	12,900	4,193,624	99.25	99.07	0.18
		滞納繰越分	17,573,893	4,159,512	2,878,958	10,535,423	23.67	28.88	△5.21
		小 計	575,562,493	557,941,588	2,891,858	14,729,047	96.94	96.55	0.39
計		601,633,893	584,012,988	2,891,858	14,729,047	97.07	96.69	0.38	
市 た ば こ 税	現年課税分		1,004,126,488	1,004,126,488	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	100.00	-
	計		1,004,126,488	1,004,126,488	0	0	100.00	100.00	0.00
鉦 産 税		0	0	0	0	-	-	-	
入 湯 税	現年課税分		22,556,100	22,374,750	0	181,350	99.20	99.50	△0.30
	滞納繰越分		188,469	95,069	0	93,400	50.44	93.30	△42.86
	計		22,744,569	22,469,819	0	274,750	98.79	99.06	△0.27
都 市 計 画 税	現年課税分		1,075,160,000	1,066,420,545	668,458	8,070,997	99.19	98.21	0.98
	滞納繰越分		53,565,321	17,431,998	5,471,320	30,662,003	32.54	22.94	9.60
	計		1,128,725,321	1,083,852,543	6,139,778	38,733,000	96.02	94.98	1.04
市税現年課税分		21,038,457,508	20,906,420,098	6,396,098	125,641,312	99.37	98.66	0.71	
市税滞納繰越分		763,637,306	252,829,658	84,894,776	425,912,872	33.11	25.15	7.96	
市 税 合 計		21,802,094,814	21,159,249,756	91,290,874	551,554,184	97.05	96.23	0.82	
国 保 税	現年課税分		2,737,326,800	2,618,690,006	0	118,636,794	95.67	95.15	0.52
	滞納繰越分		512,426,845	120,543,751	77,464,418	314,418,676	23.52	25.71	△2.19
	合 計		3,249,753,645	2,739,233,757	77,464,418	433,055,470	84.29	82.83	1.46

## 4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和4年度							
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,797,088,780	7,746,874,507	3,308	50,210,965	99.36	99.43	△0.07	
		滞納繰越分	143,391,430	42,295,208	24,775,957	76,320,265	29.50	29.12	0.38	
		小 計	7,940,480,210	7,789,169,715	24,779,265	126,531,230	98.09	97.77	0.32	
	法人 市 民 税	現年課税分	1,665,648,900	1,661,374,200	0	4,274,700	99.74	99.88	△0.14	
		滞納繰越分	24,636,865	4,346,227	2,038,200	18,252,438	17.64	54.67	△37.03	
		小 計	1,690,285,765	1,665,720,427	2,038,200	22,527,138	98.55	98.46	0.09	
	計		9,630,765,975	9,454,890,142	26,817,465	149,058,368	98.17	97.90	0.27	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,706,203,400	9,626,224,196	5,906,286	74,072,918	99.18	99.19	△0.01
			滞納繰越分	329,202,907	98,247,604	97,763,953	133,191,350	29.84	32.54	△2.70
小 計			10,035,406,307	9,724,471,800	103,670,239	207,264,268	96.90	96.00	0.90	
国有資産等所在市町村 交付金		70,018,100	70,018,100	0	0	100.00	100.00	0.00		
計		10,105,424,407	9,794,489,900	103,670,239	207,264,268	96.92	96.03	0.89		
軽 自 動 車 税	環境性能割		47,875,000	47,875,000	0	0	100.00	100.00	0.00	
	種 別 割	現年課税分	577,594,400	573,503,520	2,000	4,088,880	99.29	99.25	0.04	
		滞納繰越分	14,662,347	3,185,409	3,410,951	8,065,987	21.73	23.67	△1.94	
		小 計	592,256,747	576,688,929	3,412,951	12,154,867	97.37	96.94	0.43	
	計		640,131,747	624,563,929	3,412,951	12,154,867	97.57	97.07	0.50	
市 た ば こ 税	現年課税分		1,079,283,128	1,079,283,128	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-	
	計		1,079,283,128	1,079,283,128	0	0	100.00	100.00	0.00	
鉦 産 税		0	0	0	0	-	-	-		
入 湯 税	現年課税分		29,718,800	29,718,800	0	0	100.00	99.20	0.80	
	滞納繰越分		274,750	207,300	67,450	0	75.45	50.44	25.01	
	計		29,993,550	29,926,100	67,450	0	99.78	98.79	0.99	
都 市 計 画 税	現年課税分		1,126,386,700	1,117,107,773	685,414	8,593,513	99.18	99.19	△0.01	
	滞納繰越分		38,723,600	11,258,327	11,202,904	16,262,369	29.07	32.54	△3.47	
	計		1,165,110,300	1,128,366,100	11,888,318	24,855,882	96.85	96.02	0.83	
市税現年課税分		22,099,817,208	21,951,979,224	6,597,008	141,240,976	99.33	99.37	△0.04		
市税滞納繰越分		550,891,899	159,540,075	139,259,415	252,092,409	28.96	33.11	△4.15		
市 税 合 計		22,650,709,107	22,111,519,299	145,856,423	393,333,385	97.62	97.05	0.57		
国 保 税	現年課税分		2,412,010,100	2,322,475,315	0	89,534,785	96.29	95.67	0.62	
	滞納繰越分		429,752,770	101,602,800	82,210,047	245,939,923	23.64	23.52	0.12	
	合 計		2,841,762,870	2,424,078,115	82,210,047	335,474,708	85.30	84.29	1.01	

## Ⅲ 市県民税

### 1 納税義務者数の推移

(1) 個人市民税〈当初〉

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	納 税 義 務 者 数	78,542	78,586	78,205	78,779	79,245
	均 等 割 の み	6,624	6,664	6,484	6,474	6,292
	均等割・所得割合算	71,918	71,922	71,721	72,305	72,953
特別徴収	納 税 義 務 者 数	66,716	67,366	68,167	68,760	68,992
普通徴収	納 税 義 務 者 数	11,826	11,220	10,038	10,019	10,253
特別徴収義務者	給 与	6,029	6,110	6,139	6,255	6,374
	年 金	7	7	7	7	7

〈最終〉

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	納 税 義 務 者 数	80,936	81,038	80,694	81,191
	均 等 割 の み	8,252	8,322	8,218	8,178
	均等割・所得割合算	72,684	72,716	72,476	73,013
特別徴収	一 般 分	57,453	58,077	58,334	58,759
	退 職 分	134	165	168	192
	計	57,587	58,242	58,502	58,951
普通徴収	納 税 義 務 者 数	23,349	22,796	22,192	22,240

(2) 個人県民税〈当初〉

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	納 税 義 務 者 数	78,542	78,586	78,205	78,779	79,245
	均 等 割 の み	6,656	6,681	6,510	6,474	6,292
	均等割・所得割合算	71,886	71,905	71,695	72,305	72,953
特別徴収	納 税 義 務 者 数	66,716	67,366	68,167	68,760	68,992
普通徴収	納 税 義 務 者 数	11,826	11,220	10,038	10,019	10,253
特別徴収義務者	給 与	6,029	6,110	6,139	6,255	6,374
	年 金	7	7	7	7	7

〈最終〉

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	納 税 義 務 者 数	80,936	81,038	80,694	81,191
	均 等 割 の み	8,284	8,341	8,244	8,194
	均等割・所得割合算	72,652	72,697	72,450	72,997
特別徴収	一 般 分	57,453	58,077	58,334	58,759
	退 職 分	134	165	168	192
	計	57,587	58,242	58,502	58,951
普通徴収	納 税 義 務 者 数	23,349	22,796	22,192	22,240

(備考) (1)、(2)ともに〈当初〉は課税状況調、〈最終〉は決算書による。  
一般分、退職分は、給与、退職金から天引きされたもの。

## 2 課税額・調定額の推移

### (1) 個人市民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与特別徴収	均等割	185,084	186,883	188,076	189,959	190,960
	所得割	5,935,335	5,896,082	5,694,113	5,966,044	6,178,363
	計	6,120,419	6,082,965	5,882,189	6,156,003	6,369,323
年金特別徴収	均等割	37,529	37,752	38,742	38,681	38,072
	所得割	285,178	283,460	290,269	291,648	293,520
	計	322,707	321,212	329,011	330,329	331,592
普通徴収	均等割	52,287	50,417	46,902	47,088	48,327
	所得割	1,305,236	1,172,401	1,130,669	1,214,371	1,238,130
	計	1,357,523	1,222,818	1,177,571	1,261,459	1,286,457
合 計	課税標準額	129,152,032	128,094,555	124,707,292	131,044,344	136,276,946
	均等割	274,900	275,052	273,720	275,728	277,359
	所得割	7,525,749	7,351,943	7,115,051	7,472,063	7,710,013
	計	7,800,649	7,626,995	7,388,771	7,747,791	7,987,372

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別徴収	一般分	6,334,967	6,338,346	6,164,164	6,361,302
	退職分	56,191	42,527	55,073	50,977
	計	6,391,158	6,380,873	6,219,237	6,412,279
普通徴収		1,499,911	1,344,443	1,305,563	1,384,809
合 計		7,891,069	7,725,316	7,524,800	7,797,088

### (2) 個人県民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与特別徴収	均等割	105,762	106,790	107,472	108,548	109,114
	所得割	3,955,696	3,929,658	3,795,079	3,976,330	4,117,661
	計	4,061,458	4,036,448	3,902,551	4,084,878	4,226,775
年金特別徴収	均等割	23,170	23,164	23,920	23,644	23,210
	所得割	199,075	196,866	202,204	202,561	203,787
	計	222,245	220,030	226,124	226,205	226,997
普通徴収	均等割	28,150	27,218	25,018	25,344	26,140
	所得割	860,565	773,045	744,482	800,722	816,688
	計	888,715	800,263	769,500	826,066	842,828
合 計	課税標準額	129,148,468	128,090,401	124,706,260	131,039,168	136,276,403
	均等割	157,082	157,172	156,410	157,536	158,464
	所得割	5,015,336	4,899,569	4,741,765	4,979,613	5,138,136
	計	5,172,418	5,056,741	4,898,175	5,137,149	5,296,600

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別徴収	一般分	4,201,256	4,200,063	4,086,275	4,218,137
	退職分	37,457	28,341	36,725	33,927
	計	4,238,713	4,228,404	4,123,000	4,252,064
普通徴収		993,017	889,557	863,628	917,073
合 計		5,231,730	5,117,961	4,986,628	5,169,137

(備考) (1)、(2)ともに〈当初課税額〉は課税状況調、〈最終調定額〉は決算書による。

一般分、退職分は給与、退職金から天引きされたもの。

## (3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合

(単位：人、%、千円)

区 分	納税義務者		所得金額(A)		算出所得割額(B)		B/A (%)	一人当たりの 所得額	
		前年比		前年比		前年比			
給与所得	令和元年度	57,927	101.8	178,205,334	103.3	6,391,634	103.3	3.59	3,076
	令和2年度	57,973	100.1	177,849,026	99.8	6,323,344	98.9	3.56	3,068
	令和3年度	57,549	99.3	178,404,171	100.3	6,019,907	95.2	3.37	3,100
	令和4年度	58,456	101.6	186,007,701	104.3	6,349,855	105.5	3.41	3,182
	令和5年度	58,995	100.9	192,137,139	103.3	6,593,737	103.8	3.43	3,257
営業所得	令和元年度	2,605	98.6	8,892,363	99.3	333,191	98.1	3.75	3,414
	令和2年度	2,624	100.7	8,964,321	100.8	334,080	100.3	3.73	3,416
	令和3年度	2,623	100.0	9,325,964	104.0	340,190	101.8	3.65	3,555
	令和4年度	2,398	91.4	9,332,559	100.1	350,298	103.0	3.75	3,892
	令和5年度	2,484	103.6	9,781,397	104.8	369,562	105.5	3.78	3,938
農業所得	令和元年度	196	114.6	657,661	117.2	24,154	118.5	3.67	3,355
	令和2年度	168	85.7	516,029	78.5	17,938	74.3	3.48	3,072
	令和3年度	182	108.3	733,599	142.2	28,601	159.4	3.90	4,031
	令和4年度	162	89.0	754,933	102.9	31,571	110.4	4.18	4,660
	令和5年度	142	87.7	408,268	54.1	13,863	43.9	3.40	2,875
その他の所得	令和元年度	10,519	98.2	17,940,460	97.9	507,442	97.7	2.83	1,706
	令和2年度	10,531	100.1	18,093,057	100.9	507,337	100.0	2.80	1,718
	令和3年度	10,618	100.8	19,013,621	105.1	501,647	98.9	2.64	1,791
	令和4年度	10,546	99.3	18,865,799	99.2	498,971	99.5	2.64	1,789
	令和5年度	10,602	100.5	19,120,379	101.3	514,094	103.0	2.69	1,803
分離譲渡所得	令和元年度	671	100.8	10,593,003	154.0	279,954	115.2	2.64	15,787
	令和2年度	626	93.3	5,404,856	51.0	181,883	65.0	3.37	8,634
	令和3年度	749	119.6	6,843,221	126.6	236,334	129.9	3.45	9,136
	令和4年度	743	99.2	7,662,267	112.0	256,710	108.6	3.35	10,313
	令和5年度	730	98.3	6,811,817	88.9	230,455	89.8	3.38	9,331
合計	令和元年度	71,918	101.1	216,288,821	104.4	7,536,375	103.1	3.48	3,007
	令和2年度	71,922	100.0	210,827,289	97.5	7,364,582	97.7	3.49	2,931
	令和3年度	71,721	99.7	214,320,576	101.7	7,126,679	96.8	3.33	2,988
	令和4年度	72,305	100.8	222,623,259	103.9	7,487,405	105.1	3.36	3,079
	令和5年度	72,953	100.9	228,259,000	102.5	7,721,711	103.1	3.38	3,129

(備考) 各年度とも課税状況調による。

算出所得割額の税額控除には調整のための控除は含まない。

### 3 令和5年度課税標準額段階別所得の状況

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数		総所得 金額等 千円	分離長期 譲渡所得 千円	分離短期 譲渡所得 千円	株式等に係る 譲渡所得 千円	上場株式に 係る配当所得 千円	先物取引に 係る雑所得 千円	所得額合計 千円
	人	割合%							
10万円以下	3,025	4.1	2,303,141	1,017,615	5,452	76,026	3,676	31,309	3,437,219
10万円を超え 100万円以下	25,152	34.5	36,555,877	582,856	1,620	70,423	8,871	14,333	37,233,980
100万円を超え 200万円以下	21,348	29.3	55,576,202	451,557	0	111,789	3,861	10,109	56,153,518
200万円を超え 300万円以下	12,290	16.8	47,701,723	288,909	3,968	136,921	3,616	18,655	48,153,792
300万円を超え 400万円以下	5,713	7.8	29,625,715	150,048	0	30,371	7,894	13,999	29,828,027
400万円を超え 550万円以下	3,039	4.2	19,806,200	117,874	0	30,499	1,505	55,454	20,011,532
550万円を超え 700万円以下	902	1.2	7,411,907	25,886	0	18,165	686	27,254	7,483,898
700万円を超え 1,000万円以下	684	0.9	7,159,583	37,246	0	23,280	1,474	904	7,222,487
1,000万円を 超える金額	800	1.2	18,381,142	98,975	1,280	219,497	28,935	4,718	18,734,547
合 計	72,953	100.0	224,521,490	2,770,966	12,320	716,971	60,518	176,735	228,259,000

(備考) 課税状況調による。

## 4 所得控除の状況

(単位：人、千円)

控除区分	所得控除を行った納税義務者数						所得控除額						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比	
雑損	14	31	10	10	4	40.0	3,970	12,959	11,359	4,641	3,105	66.9	
医療費	7,066	7,130	6,725	6,887	6,898	100.2	1,272,678	1,291,057	1,222,622	1,262,842	1,280,626	101.4	
社会保険料	69,834	69,987	69,926	70,599	71,204	100.9	38,205,482	38,594,714	38,211,814	39,027,426	40,054,412	102.6	
小規模企業共済	3,034	3,513	3,927	4,450	4,923	110.6	833,371	935,407	1,021,423	1,121,401	1,230,784	109.8	
生命保険料	55,575	55,763	55,897	56,139	56,449	100.6	2,777,286	2,803,164	2,813,416	2,825,423	2,827,771	100.1	
地震保険料	13,310	13,914	14,430	14,959	15,418	103.1	122,720	122,389	124,654	126,176	127,752	101.2	
障害者	普通	1,644	1,653	1,631	1,669	1,661	99.5	442,000	444,080	439,920	450,320	449,280	99.8
	特別	1,222	1,192	1,155	1,166	1,110	95.2	375,900	366,600	355,200	358,200	342,300	95.6
	同居特加	619	600	600	581	577	99.3	144,210	139,150	140,300	136,160	135,470	99.5
寡婦	588	595	568	573	580	101.2	152,880	154,700	147,680	148,980	150,800	101.2	
特別寡婦	820	820					246,000	246,000					
寡夫	154	159	1,046	1,067	1,032	96.7	40,040	41,340	313,800	320,100	309,600	96.7	
勤労学生	2	4	6	7	4	57.1	520	1,040	1,560	1,820	1,040	57.1	
配偶者	一般	10,049	9,627	9,279	8,679	8,248	95.0	3,302,750	3,164,260	3,049,420	2,851,970	2,704,570	94.8
	老配	2,990	3,094	3,127	3,172	3,130	98.7	1,134,970	1,174,490	1,187,150	1,204,000	1,187,920	98.7
配偶者特別	3,952	4,138	4,159	4,199	4,114	98.0	1,147,870	1,198,780	1,191,660	1,211,000	1,178,680	97.3	
扶養	一般	5,733	5,544	5,470	5,455	5,383	98.7	2,080,320	2,014,320	2,014,980	2,031,150	2,016,630	99.3
	特定	2,968	2,998	2,951	2,955	3,003	101.6	1,481,850	1,504,800	1,473,750	1,480,950	1,490,400	100.6
	老人	1,073	1,056	1,025	988	933	94.4	461,320	449,540	433,960	416,100	395,200	95.0
	同居老親	2,815	2,724	2,627	2,534	2,460	97.1	1,374,750	1,329,750	1,278,000	1,228,050	1,192,500	97.1
基礎	71,918	71,905	71,522	72,071	72,711	100.9	23,732,940	23,734,260	30,751,100	30,985,630	31,260,970	100.9	

(備考) ・障害者人員は納税義務者の内、障害者控除の対象となった数  
 ・各年度とも課税状況調による。

## 5 令和5年度所得区分による課税状況

(単位：人、千円)

区 分		給 与 所 得	営 業 所 得	農 業 所 得	そ の 他	合 計
均等割のみを納める者	納税義務者数	2,442	504	49	3,297	6,292
	税 額	8,547	1,764	172	11,540	22,023
均等割と所得割を納める者	納税義務者数	59,230	2,502	142	11,079	72,953
	税 額	6,879,640	389,662	14,353	681,694	7,965,349
合 計	納税義務者数	61,672	3,006	191	14,376	79,245
	税 額	6,888,187	391,426	14,525	693,234	7,987,372
納税者1人当たり税額(円)		111,691	130,215	76,047	48,222	100,793

(備考) 課税状況調による。

## 6 令和5年度税額控除の状況

(単位：千円)

区 分		算 出 税 額	税 額 控 除	税 額 調 整 額	調 整 控 除 額	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	所得割額
市民税	200万円以下の額	2,771,644	216,645	619	110,625	2,911	2,551,469
	200万円を超え700万円以下	4,167,906	252,182	0	34,094	4,596	3,911,128
	700万円を超え1,000万円以下	341,135	21,205	0	1,024	1,475	318,455
	1,000万円を超える金額	1,001,805	70,747	0	896	2,097	928,961
	合 計	8,282,490	560,779	619	146,639	11,079	7,710,013
	前年度合計	7,991,658	504,253	467	146,954	14,875	7,472,063
県民税	700万円以下の額	4,625,384	312,913	413	96,472	5,001	4,307,057
	700万円を超え1,000万円以下	227,413	14,196	0	682	982	212,235
	1,000万円を超える金額	667,857	47,461	0	598	1,399	618,997
	合 計	5,520,654	374,570	413	97,752	7,382	5,138,289
	前年度合計	5,326,591	336,654	312	97,968	9,740	4,979,885

(備考) 課税状況調による。

## 7 法人市民税

### (1) 納税義務者数の推移

(単位：社、%)

法人区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		納税義務者数	構成比								
9号	50億円超 50人超	27	0.59	28	0.61	25	0.55	26	0.56	24	0.51
8号	10億円超 50億円以下 50人超	14	0.31	14	0.31	14	0.31	14	0.30	14	0.30
7号	10億円超 50人以下	240	5.28	243	5.33	242	5.28	230	4.98	236	5.05
6号	1億円超 10億円以下 50人超	34	0.75	32	0.70	34	0.74	36	0.78	32	0.68
5号	1億円超 10億円以下 50人以下	173	3.80	172	3.77	170	3.71	171	3.70	170	3.64
4号	1千万円超 1億円以下 50人超	63	1.39	67	1.47	68	1.49	66	1.43	67	1.43
3号	1千万円超 1億円以下 50人以下	749	16.47	732	16.06	724	15.81	721	15.60	714	15.27
2号	1千万円以下 50人超	33	0.73	28	0.61	24	0.52	26	0.56	28	0.60
1号	上記以外	3,215	70.69	3,241	71.12	3,278	71.59	3,332	72.09	3,391	72.52
合計		4,548	100.00	4,557	100.00	4,579	100.00	4,622	100.00	4,676	100.00
前年比		101.02		100.20		100.48		100.94		101.17	

(備考) 課税状況調による。

### (2) 調定件数、調定額、電子申請件数

(単位：件、千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定件数		6,159	6,155	6,073	6,057	6,216
調定額	均等割	522,423	543,760	530,838	530,782	535,619
	法人税割	1,437,581	1,203,954	897,996	1,154,055	1,130,030
	合計	1,960,004	1,747,714	1,428,834	1,684,837	1,665,649
	前年比(%)	104.4	89.2	81.8	117.9	98.9
電子申告 利用率	件数	4,003	4,248	4,270	4,474	4,608
	調定件数比(%)	65.0	69.0	70.3	73.9	74.1
	前年比(%)	101.3	106.1	100.5	104.8	103.0

(3) 業種別調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	調定額	構成比	前年比												
農業、林業、 漁業	6,307	0.32	81.86	6,071	0.35	96.26	6,069	0.42	99.97	5,849	0.35	96.38	6,701	0.40	114.57
鉱業	451	0.02	26.41	1,044	0.06	231.49	904	0.06	86.59	2,834	0.17	313.50	4,900	0.29	172.90
建設業	123,042	6.28	88.84	135,865	7.77	110.42	132,469	9.27	97.50	111,448	6.61	84.13	109,996	6.60	98.70
製造業	798,192	40.72	101.17	650,737	37.23	81.53	435,739	30.50	66.96	519,223	30.82	119.16	681,006	40.89	131.16
電気・ガス ・供給業	52,719	2.69	269.72	27,300	1.56	51.78	16,403	1.15	60.08	49,258	2.92	300.30	15,545	0.93	31.56
運輸・通信業	47,216	2.41	90.80	47,795	2.73	101.23	41,965	2.94	87.80	40,960	2.43	97.61	36,732	2.21	89.68
卸・小売業 ・飲食店	456,240	23.28	99.23	463,306	26.51	101.55	411,664	28.81	88.85	563,172	33.43	136.80	429,294	25.77	76.23
金融・保険業	187,003	9.54	125.40	139,966	8.01	74.85	131,606	9.21	94.03	150,805	8.95	114.59	122,956	7.38	81.53
不動産業	61,324	3.13	126.89	56,759	3.25	92.56	61,882	4.33	109.03	46,514	2.76	75.17	54,631	3.28	117.45
サービス業	217,080	11.08	107.38	210,653	12.05	97.04	179,965	12.60	85.43	185,361	11.00	103.00	195,748	11.75	105.60
その他	10,430	0.53	105.81	8,218	0.47	78.79	10,168	0.71	123.73	9,413	0.56	92.57	8,140	0.49	86.48
合 計	1,960,004	100.00	104.38	1,747,714	100.00	89.17	1,428,834	100.00	81.75	1,684,837	100.00	117.92	1,665,649	100.00	98.86

(備考) 調定額に滞納繰越分は含まない。「構成比」は、単位未満四捨五入のため合計が100.00%にならない場合がある。

## IV 固定資産税

### 1 課税状況の推移

#### (1) 固定資産税調定額等の推移

(単位：人、千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納 税 義 務 者 数	土 地	53,970	54,131	54,277	54,581	54,867
	家 屋	54,275	54,537	54,431	55,066	55,377
	償却資産	2,562	2,658	2,339	2,757	2,759
課 税 標 準 額	土 地	204,085,010	204,258,712	203,729,511	204,215,686	205,133,914
	家 屋	332,847,158	341,110,246	308,175,059	341,251,644	349,832,131
	償却資産	152,756,909	154,854,695	145,715,088	157,543,422	156,853,762
	計	689,689,077	700,223,653	657,619,658	703,010,752	711,819,807
調 定 額	土 地	2,853,316	2,855,275	2,847,445	2,853,560	2,866,268
	家 屋	4,529,854	4,637,362	4,183,802	4,622,854	4,729,941
	償却資産	2,128,001	2,155,154	2,039,709	2,229,789	2,159,580
	計	9,511,171	9,647,791	9,070,956	9,706,203	9,755,789

(備考) 令和5年度は当初調定額、令和4年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。  
課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)  
調定額には、還付未済額を含む。

#### (2) 国有資産等所在市町村交付金

(単位：件、千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国	件 数	7	7	7	7	7
	交付金	23,534	23,346	22,759	22,752	22,716
県	件 数	4	4	4	4	4
	交付金	50,869	49,636	49,203	47,266	46,415
合計	件 数	11	11	11	11	11
	交付金	74,403	72,982	71,962	70,018	69,131

(備考) 令和5年度は当初調定額、令和4年度以前は最終調定額。

## 2 土地の概要

### (1) 令和5年度 土地の総括

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡)	評価総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)
田	一般田	192,148	31,144,642	1,317,627	29,827,015	3,877,396	154,194
	介在田・ 市街化区域田	0	59,096	75	59,021	458,366	334
畑	一般畑	311,477	34,879,394	2,813,635	32,065,759	1,574,407	121,978
	介在畑・ 市街化区域畑	0	113,397	1,442	111,955	794,114	1,539
宅地	小規模住宅用地		12,448,095	205,866	12,242,229	205,108,773	1,444,743
	一般住宅用地		9,741,134	188,890	9,552,244	121,081,568	324,080
	商業地等 (非住宅用地)		11,567,692	63,391	11,504,301	142,126,866	59,375
	計	1,831,788	33,756,921	458,147	33,298,774	468,317,207	1,828,198
塩 田		0					
鉱 泉 地		29	71	0	71	15,704	0
池 沼		221,427	19,699	1,399	18,300	38,714	21
山 林	一般山林	200,247,925	86,072,969	6,340,948	79,732,021	1,899,258	150,149
	介在山林	0	0	0	0	0	0
牧 場		894,390	7,522,938	20,469	7,502,469	152,675	631
原 野		31,073,347	10,437,851	869,876	9,567,975	247,280	22,058
雑種地	ゴルフ場の用地	429,262	853,774	0	853,774	722,159	0
	遊園地等の用地	158,027	931,349	1,294	930,055	354,235	395
	鉄 軌 道 用 地 単 体 利 用	44	364,299	16	364,283	2,001,165	81
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	0	16,587	0	16,587	286,093	0
	その他の雑種地	1,451,582	6,376,079	746,408	5,629,671	31,621,497	286,172
	計	2,038,915	8,542,088	747,718	7,794,370	34,985,149	286,648
そ の 他		102,679,488					
合 計		339,490,934	212,549,066	12,571,336	199,977,730	512,360,270	2,565,750

(備考) 概要調書による。

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点以上 のもの（千円）	左に係る 課税標準額 （千円）	非課税地 筆数 （筆）	評価総筆数 （筆）	法定免税点 未満のもの （筆）	法定免税点 以上のもの （筆）	平均価格 （円/㎡）	最高価格 （円/㎡）
3,723,202	3,720,928	874	33,522	2,104	31,418	124	173
458,032	314,879	0	136	1	135	7,756	21,136
1,452,429	1,452,399	1,748	66,113	6,390	59,723	45	112
792,575	546,430	0	366	7	359	7,003	23,409
203,664,030	33,916,375		96,279	2,760	93,519	16,477	98,458
120,757,488	40,199,697		76,298	1,450	74,848	12,430	69,992
142,067,491	98,745,697		28,139	358	27,781	12,287	100,800
466,489,009	172,861,769	4,750	200,716	4,568	196,148	13,873	100,800
		0					
15,704	15,704	8	21	0	21	221,183	3,456,798
38,693	30,200	87	68	16	52	1,965	18,102
1,749,109	1,749,109	3,704	47,957	6,304	41,653	22	49
0	0	0	0	0	0	0	0
152,044	152,044	16	44	9	35	20	74
225,222	225,221	2,476	12,116	1,980	10,136	24	130
722,159	482,033	68	125	0	125	846	8,750
353,840	247,688	39	547	7	540	380	4,630
2,001,084	1,381,739	7	2,250	2	2,248	5,493	7,612
286,093	199,403	0	134	0	134	17,248	54,206
31,335,325	21,796,315	2,848	17,526	2,548	14,978	4,959	49,822
34,698,501	24,107,178	2,962	20,582	2,557	18,025	4,096	54,206
		175,102					
509,794,520	205,175,861	191,727	381,641	23,936	357,705	2,411	

## (2) 決定価格等の推移

地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり 価格(円)
田	令和元年度	34,627	31,888,936	3,971,484	125
	令和2年度	34,388	31,731,022	3,951,548	125
	令和3年度	34,126	31,560,526	3,930,138	125
	令和4年度	33,970	31,418,816	3,900,318	124
	令和5年度	33,658	31,203,738	3,877,396	124
畑	令和元年度	68,424	36,023,914	1,621,323	45
	令和2年度	68,130	35,883,369	1,614,759	45
	令和3年度	67,702	35,699,423	1,606,781	45
	令和4年度	67,252	35,401,976	1,591,332	45
	令和5年度	66,479	34,992,791	1,574,407	45
宅地	令和元年度	191,896	32,919,346	465,660,962	14,146
	令和2年度	193,317	33,104,331	466,013,952	14,077
	令和3年度	197,877	33,359,471	467,073,282	14,001
	令和4年度	199,121	33,515,650	466,537,794	13,920
	令和5年度	200,716	33,756,921	468,317,207	13,873
山林	令和元年度	46,859	80,164,727	1,836,878	23
	令和2年度	46,920	80,223,389	1,839,003	23
	令和3年度	46,948	85,601,723	1,886,516	22
	令和4年度	47,471	85,866,876	1,893,650	22
	令和5年度	47,957	86,072,969	1,899,258	22
その他	令和元年度	32,807	32,031,420	36,059,440	1,126
	令和2年度	32,849	32,028,569	36,052,347	1,126
	令和3年度	33,090	26,637,826	35,965,219	1,350
	令和4年度	32,784	26,497,084	36,665,989	1,384
	令和5年度	32,831	26,522,647	36,692,002	1,383
合計	令和元年度	374,613	213,028,343	509,150,087	2,390
	令和2年度	375,604	212,970,680	509,471,609	2,392
	令和3年度	379,743	212,858,969	510,461,936	2,398
	令和4年度	380,598	212,700,402	510,589,083	2,401
	令和5年度	381,641	212,549,066	512,360,270	2,411

(備考) 各年度とも概要調書による。

### 3 家屋の概要

#### (1) 令和5年度 家屋の総括

区 分		棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数	83,433	7,867,162	146,876,283	18,670
	法定免税点未満のもの	3,886	204,787	204,208	997
	法定免税点以上のもの	79,547	7,662,375	146,672,075	19,142
非木造	総 数	30,676	5,639,432	204,075,729	36,187
	法定免税点未満のもの	879	22,343	74,840	3,350
	法定免税点以上のもの	29,797	5,617,089	204,000,889	36,318
合 計	総 数	114,109	13,506,594	350,952,012	25,984
	法定免税点未満のもの	4,765	227,130	279,048	1,229
	法定免税点以上のもの	109,344	13,279,464	350,672,964	26,407
非 課 税 家 屋		782	290,732	(参考) 法定免税点の額 200,000円	

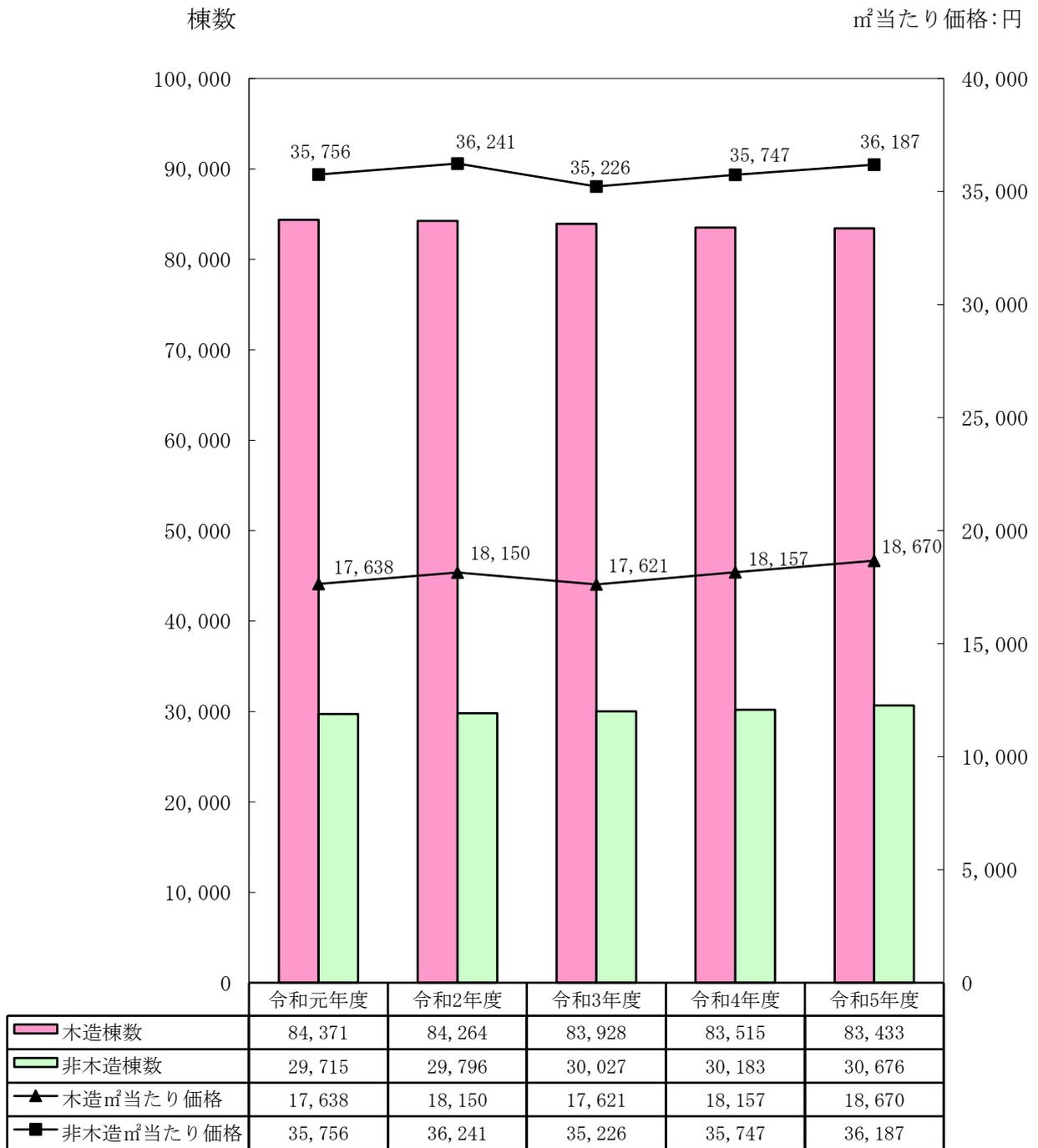
(備考) 概要調書による。

#### (2) 決定価格等の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
木 造	棟 数 <small>棟</small>	84,371	84,264	83,928	83,515	83,433
	床面積 <small>㎡</small>	7,772,629	7,803,579	7,824,738	7,842,472	7,867,162
	決定価格 <small>千円</small>	137,095,098	141,634,597	137,879,210	142,399,625	146,876,283
	㎡当たり価格 <small>円</small>	17,638	18,150	17,621	18,157	18,670
非木造	棟 数 <small>棟</small>	29,715	29,796	30,027	30,183	30,676
	床面積 <small>㎡</small>	5,505,139	5,530,515	5,554,767	5,586,652	5,639,432
	決定価格 <small>千円</small>	196,842,539	200,433,900	195,674,350	199,705,960	204,075,729
	㎡当たり価格 <small>円</small>	35,756	36,241	35,226	35,747	36,187
合 計	棟 数 <small>棟</small>	114,086	114,060	113,955	113,698	114,109
	床面積 <small>㎡</small>	13,277,768	13,334,094	13,379,505	13,429,124	13,506,594
	決定価格 <small>千円</small>	333,937,637	342,068,497	333,553,560	342,105,585	350,952,012
	㎡当たり価格 <small>円</small>	25,150	25,654	24,930	25,475	25,984

(備考) 概要調書による。

(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移

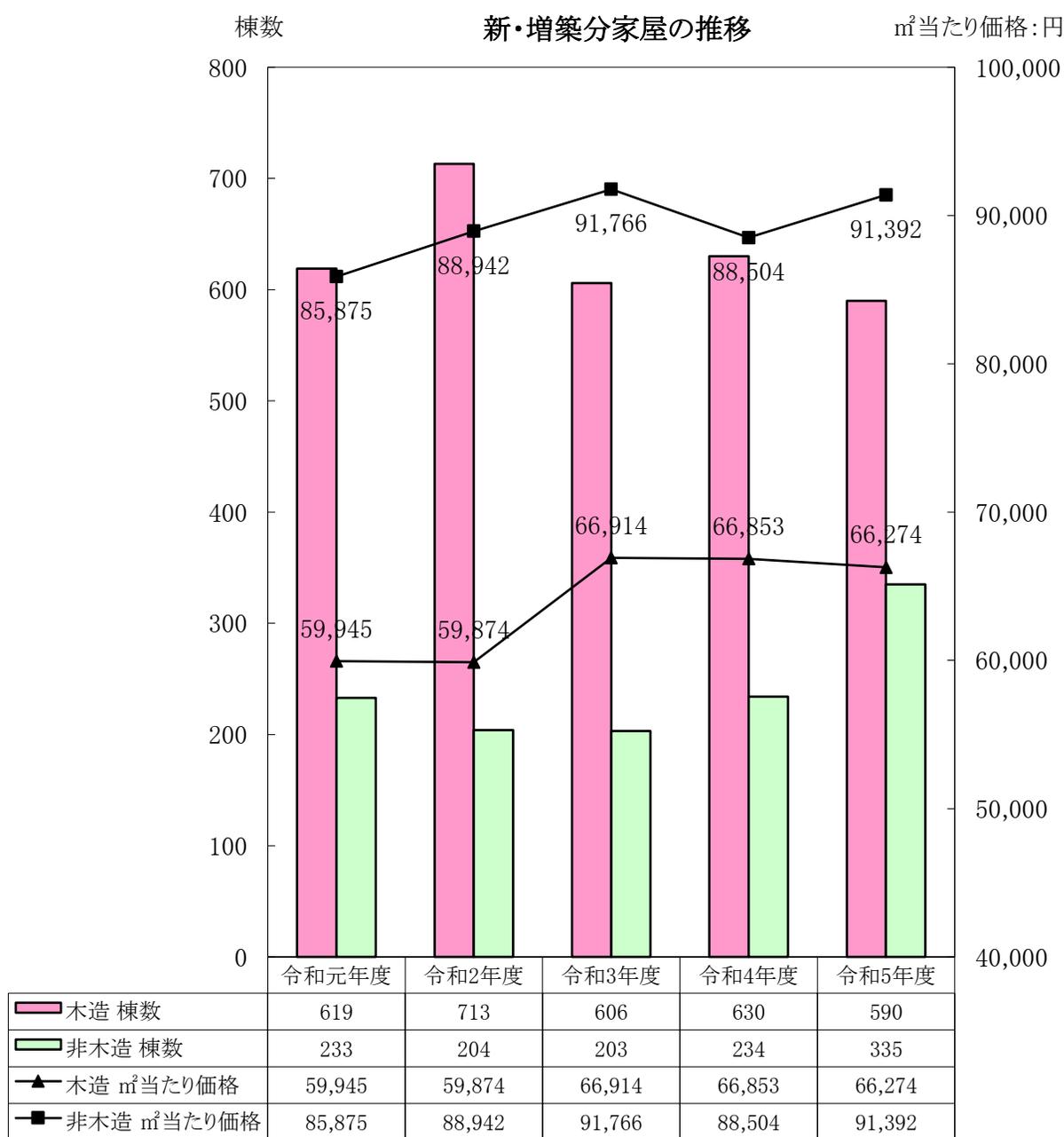


(4) 新・増築分家屋の推移

(単位：棟、円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
木 造	新 築	594	687	586	601	573
	増 築	25	26	20	29	17
	合 計	619	713	606	630	590
	m <sup>2</sup> 当たり価格	59,945	59,874	66,914	66,853	66,274
非木造	新 築	220	199	186	222	326
	増 築	13	5	17	12	9
	合 計	233	204	203	234	335
	m <sup>2</sup> 当たり価格	85,875	88,942	91,766	88,504	91,392

(備考) 各年度とも概要調書による。



## 4 償却資産の概要

(1) 令和5年度 償却資産の総括

納税義務者総数	個人	842	参 考 法定免税点の額 1,500,000円
	法人	1,926	
	計	2,768	

(単位：千円)

種 類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例 規定の適用を受け るもの	左記以外のもの	
上田市長が価格等を決定したもの	構 築 物	23,998,423	23,584,952	227,770	23,357,182
	機 械 及 び 装 置	71,296,466	66,032,608	1,011,108	65,021,500
	船 舶	996	996		996
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	519,218	519,218		519,218
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,670,751	17,569,629		17,569,629
	調 整 額				
小 計	113,485,854	107,707,403	1,238,878	106,468,525	
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	67,049,235	47,658,822	—	—
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,993,577	1,619,097	—	—
	小 計	69,042,812	49,277,919	—	—
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	
合 計	182,528,666	156,985,322	—	—	
同上内訳	上田市分の額	—	156,985,322	—	—
	長野県分の額	—	—	—	—

(備考) 概要調書による。

(2) 課税標準額等の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	22,482,125	14.95	22,911,670	14.81	18,841,953	12.98	23,460,004	14.98	23,584,952	15.02
	機 械 及 び 装 置	61,781,582	41.09	66,878,256	43.24	60,705,229	41.82	66,796,659	42.64	66,032,608	42.06
	船 舶	178	0.00	178	0.00	0	0.00	0	0.00	996	0.00
	航 空 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	494,422	0.33	476,122	0.31	421,019	0.29	432,937	0.28	519,218	0.33
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,538,179	11.00	16,783,442	10.85	14,544,248	10.02	16,873,690	10.77	17,569,629	11.19
	調 整 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	101,296,486	67.37	107,049,668	69.22	94,512,449	65.11	107,563,290	68.66	107,707,403	68.61
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	47,038,295	31.28	45,746,402	29.58	48,900,289	33.69	47,439,700	30.28	47,658,822	30.36
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,023,100	1.35	1,864,183	1.21	1,754,863	1.21	1,657,113	1.06	1,619,097	1.03
	小 計	49,061,395	32.63	47,610,585	30.78	50,655,152	34.89	49,096,813	31.34	49,277,919	31.39
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	150,357,881	100.00	154,660,253	100.00	145,167,601	100.00	156,660,103	100.00	156,985,322	100.00	
納税義務者数	個 人	769	30.46	834	31.66	768	33.45	801	30.05	842	30.42
	法 人	1,756	69.54	1,800	68.34	1,528	66.55	1,865	69.95	1,926	69.58
	合 計	2,525	100.00	2,634	100.00	2,296	100.00	2,666	100.00	2,768	100.00

(備考) 各年度とも概要調書による。 納税義務者とは、法定免税点以上のもの。

## V 諸税・その他

### 1 軽自動車税

#### (1) 調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環 境 性 能 割	調定額	—	5,270	22,552	26,071	47,875	30,000
	前年比	—	—	427.9	115.6	183.6	62.7
種 別 割	調定額	507,423	523,766	539,093	557,989	577,594	594,301
	前年比	104.2	103.2	102.9	103.5	103.5	102.9

(備考) 環境性能割は、令和5年度は当初予算額、令和4年度以前は決算確定値(令和元年10月から)。  
種別割は、令和5年度は課税状況調の数値、令和4年度以前は決算確定値。

#### (2) 環境性能割の課税台数の推移

(単位：台)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
環 境 性 能 割	289	1,252	1,442	2,212

(備考) 2月分から翌年1月分までが1年分。

#### (3) 種別割の車種別課税台数の推移

(単位：台)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
原動機付 自転車	50cc以下	5,600	5,243	4,903	4,713	4,521	4,366	
	90cc以下	476	451	438	442	457	465	
	125cc以下	854	896	908	966	1,056	1,134	
	ミニカー	99	100	101	106	112	116	
軽自動車	二輪車(250cc以下)	2,218	2,228	2,301	2,355	2,415	2,446	
	三輪車	8	8	7	7	7	7	
	四輪	乗用 営業用	3	6	7	7	7	10
		乗用 自家用	41,994	42,526	42,835	43,340	43,745	44,203
	貨物	営業用	278	263	268	260	258	273
		自家用	18,052	17,929	17,717	17,765	17,759	17,982
雪上車	1	1	1	1	1	1		
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,475	2,487	2,498	2,538	2,569	2,566	
	その他(電気動力含む)	383	391	400	402	408	420	
二輪の小型自動車(250cc超)		2,611	2,657	2,657	2,757	2,885	3,003	
合 計 台 数		75,052	75,186	75,041	75,659	76,200	76,992	

(備考) 令和5年度は課税状況調の数値、令和4年度以前は決算確定値

#### (4) 種別割の非課税、減免台数の推移

(単位：台、円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
非課税	台数	350	350	357	370	376	376
減 免	台数	1,034	1,074	1,108	1,125	1,134	1,143
	減免額	8,301,500	8,984,500	9,597,400	10,009,600	10,304,600	10,721,100
障 が い	台数	929	953	978	987	986	998
	減免額	7,605,300	8,143,700	8,708,700	8,984,500	9,203,000	9,630,200
公 益	台数	105	121	130	138	148	145
	減免額	696,200	840,800	888,700	1,025,100	1,101,600	1,090,900
合 計		1,384	1,424	1,465	1,495	1,510	1,519

(備考) ・令和5年度は課税状況調の数値、令和4年度以前は決算確定値  
・非課税台数：官公庁使用車  
・公益減免の主な対象：社会福祉法人、特定非営利活動法人、官公庁が使用するリース車両

(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況

経年車重課	平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した、地球環境への負荷の大きな軽自動車(三輪・四輪)に重課が適用されています。
グリーン化特例(軽課)	平成28年度から、地球環境への負荷の小さな軽自動車(三輪・四輪)のうち、最初の新規検査を受けた車両で一定の基準を満たす車両については、取得した翌年度に限りグリーン化特例が適用されています。

(単位：台、円)

種別			令和3年度		令和4年度		令和5年度			
			税率	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
三輪		重課	4,600	6	27,600	6	27,600	6	27,600	
四輪	乗用	重課	8,200	2	16,400	2	16,400	2	16,400	
		75%軽減	1,800	0	0	0	0	0	0	
		50%軽減	3,500	0	0	0	0	0	0	
		25%軽減	5,200	0	0	1	5,200	0	0	
		重課	12,900	9,327	120,318,300	9,815	126,613,500	10,147	130,896,300	
	貨物	営業用	75%軽減	2,700	0	0	0	0	0	0
			50%軽減	5,400	140	756,000	0	0	0	0
			25%軽減	8,100	1,024	8,294,400	0	0	0	0
			重課	4,500	58	261,000	52	234,000	65	292,500
	貨物	自家用	75%軽減	1,000	0	0	0	0	0	0
			50%軽減	1,900	0	0	0	0	0	0
			25%軽減	2,900	1	2,900	0	0	0	0
			重課	6,000	7,758	46,548,000	7,845	47,070,000	8,094	48,564,000
	合計	グリーン化特例	重課計		17,151	167,171,300	17,720	173,961,500	18,314	179,796,800
75%軽減				0	0	0	0	0	0	
50%軽減				140	756,000	0	0	0	0	
25%軽減				1,071	8,472,100	1	5,200	0	0	
グリーン化特例計				1,211	9,228,100	1	5,200	0	0	

(備考) ・令和5年度は課税状況調の数値、令和4年度以前は決算確定値

## 2 市たばこ税

消費本数と調定額

(単位：千本、千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
消 費 本 数	180,029	173,201	162,264	159,120	164,726	
内 訳	旧3級品本数	5,363	2,830	—	—	—
	その他本数	174,666	170,371	162,264	159,120	164,726
調 定 税 額	972,391	981,167	953,801	1,004,126	1,079,283	
前 年 比	98.4%	100.9%	97.2%	105.3%	107.5%	
納税義務者数	7	8	8	8	9	

※令和2年度から旧3級品とその他本数の区分なし。

## 3 鉱産税

納税義務者と調定額

(単位：トン、千円、人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産 出 量	44.0	—	—	—	—
調 定 額	1	—	—	—	—
納 税 義 務 者 数	1	—	—	—	—

※令和元年12月31日付で納税義務者が廃業。

## 4 入湯税

入湯客数と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
入湯客数	宿 泊	276,277	255,450	123,794	149,564	197,288
	日 帰 り	15,173	13,999	2,197	2,430	2,512
	計	291,450	269,449	125,991	151,994	199,800
調 定 額	42,200	39,017	18,679	22,556	29,719	
前 年 比	84.3%	92.5%	47.9%	120.8%	131.8%	
特別徴収義務者数	57	55	55	52	52	

※特別徴収義務者数は、4月1日現在。

## 5 都市計画税

納税義務者と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
納 税 義 務 者 数	土 地	46,506	46,770	46,978	47,217	47,542	47,854
	家 屋	47,822	48,087	48,380	48,346	48,917	49,234
課 税 標 準 額	土 地	255,336,360	255,431,629	255,748,916	254,939,985	255,814,873	257,096,519
	家 屋	293,770,850	300,894,745	308,891,196	285,023,940	309,812,686	318,067,563
	計	549,107,210	556,326,374	564,640,112	539,963,925	565,627,559	575,164,082
調 定 額	土 地	511,332	512,085	512,073	510,410	512,119	514,637
	家 屋	582,435	596,216	612,478	564,750	614,267	630,788
	計	1,093,767	1,108,301	1,124,551	1,075,160	1,126,386	1,145,425
	前年比	97.6%	101.3%	101.5%	95.6%	104.8%	101.7%

(備考) 令和5年度は当初調定額。令和4年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。

課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)

調定額には、還付未済額を含む。

## 6 国民健康保険税

加入世帯と調定額

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調 定 額 (千円)	2,875,767	2,777,652	2,737,327	2,412,010	2,335,165
加入世帯数 (世帯)	21,086	20,621	20,570	20,372	19,727
加入率 (%)	30.9	30.3	30.0	29.5	28.3
被保険者数 (人)	32,520	31,590	31,207	30,389	28,882
加入率 (%)	20.7	20.3	20.1	19.7	18.9

(備考) 令和5年度は当初調定の数値。令和4年度以前は、最終調定の数値。滞納繰越分は含まない。

## 7 証明、閲覧関係

### (1) 証明閲覧手数料徴収基準

区 分	手数料	備 考
所得及び税額証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明	1件 300円	証明用紙1枚について1件とする。
名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	1件 300円	公簿は1冊、土地図面は1枚、名寄帳は1人分を1件とする。
納税に関する証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
登録免許税に関する証明	1件 1,300円	
その他の証明	1件 300円	

### (2) 諸証明取扱状況

(単位：件)

区 分	所得及び税額証明	公簿書類又は土地図面の証明	名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	登録免許税特例証明	納 税 証 明		合 計
					一 般 用	車 検 用	
平成30年度	23,861	1,772	5,983	646	3,970	7,783	44,015
令和元年度	18,814	1,919	6,377	691	3,763	7,991	39,555
令和2年度	14,838	1,871	4,530	560	4,043	7,616	33,458
令和3年度	14,535	2,136	4,692	710	4,395	7,547	34,015
令和4年度	14,488	2,303	4,695	669	4,261	6,317	32,733

### (3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移

(単位：人、件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧閲覧者数	435	440	541	491	520
審査申出件数	1	0	0	0	0

(備考) 「審査申出件数」の令和5年度は令和5年7月末時点の件数(令和4年度以前は確定件数)

## 8 税率と納期

税 目		税 率			納期		
市民税	個人	均 等 割	3,500円	(平成26年度から10年間、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により500円加算)		6月、8月 10月、1月	
		所 得 割	6%				
	法人	均 等 割	資本等金額		従業者数	税 率	
			⑨ 50億円超		50人超	3,600,000円	
			⑧ 10億円超 50億円以下		50人超	2,100,000円	
			⑦ 10億円超		50人以下	492,000円	
			⑥ 1億円超 10億円以下		50人超	480,000円	
			⑤ 1億円超 10億円以下		50人以下	192,000円	
			④ 1千万円超 1億円以下		50人超	150,000円	
			③ 1千万円超 1億円以下		50人以下	130,000円	
法人税割	令和元年10月1日前開始事業年度		11.1%				
	令和元年10月1日以後開始事業年度		7.4%				
固定資産税	1.4%					4月、7月 12月、2月	
	免税点 (課税標準額)	土 地		30万円			
		家 屋		20万円			
償却資産		150万円					
軽自動車税	環 境 性 能 割						
	区 分				営業用		自家用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）				非課税		
	ガソリン軽自動車（ハイブリッド車含む）	乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
				令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	0.5%		1%
				令和12年度燃費基準55%達成	1%		2%
	上記以外				2%		2%
	トラック（車両総重量2.5t以下）		平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+25%達成	非課税		
				平成27年度燃費基準+20%達成	0.5%		1%
				平成27年度燃費基準+15%達成	1%		2%
上記以外				2%	2%		

税目	税率					納期		
軽自動車税	種別割					5月		
	原動機付 自転車	50cc以下			2,000円			
		90cc以下			2,000円			
		125cc以下			2,400円			
		ミニカー			3,700円			
	軽自動車	二輪車(250cc以下)			3,600円			
					経年重課 (13年経過車)		H27.3.31 以前登録車	H27.4.1 以降登録車
		三輪			4,600円		3,100円	3,900円
		四輪	乗用	営業用	8,200円		5,500円	6,900円
				自家用	12,900円		7,200円	10,800円
			貨物	営業用	4,500円		3,000円	3,800円
				自家用	6,000円		4,000円	5,000円
	雪上車			3,600円				
	小型特殊 自動車	農耕作業用			2,400円			
		その他(電気動力含む)			5,900円			
二輪小型	二輪の小型自動車(250cc超)			6,000円				
グリーン 化特例	区分		標準	75%軽減	50%軽減	25%軽減		
	三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
		四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用			10,800円	2,700円	—	—	
	貨物		営業用	3,800円	1,000円	—	—	
			自家用	5,000円	1,300円	—	—	
市たばこ税	一般の紙巻きたばこ		1,000本につき		6,552円			
	加熱式たばこ	平成30年10月1日以降、「重量のみ」の課税方式から「重量と価格」により課税される新方式となり、令和4年度までの5年間かけて1/5ずつ段階的に新方式に移行				翌月		
鉱産税	100分の1		(当月の鉱物価格の合計額が、200万円以下である場合の税率は、100分の0.7)			翌月		
入湯税	宿泊 150円		日帰り 50円			翌月		
都市計画税	0.2%					4月、7月 12月、2月		
国民健康保険税	区分	所得割	均等割	平等割	限度額	7月から 3月まで (全9回)		
	医療分	5.90%	20,000円	19,900円	65万円			
	支援分	2.43%	8,700円	7,300円	22万円			
	介護分	2.20%	8,900円	6,500円	17万円			

## 9 税務機構及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)

区分	課名	係名	部長	課長	係長	担当幹	主査	主任	主事	任用職員数	計	事務分掌	
財政部			1								1	部内統括	
	税務課			1								1	課内統括
		諸税係				※ 1		1	1	1	2	6	法人市民税・償却資産・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・鉱産税の賦課、臨時運行許可、予算、税務統計、税務証明
		市民税係				※ 1		1	2	11	1	16	個人市県民税の賦課、調査、申告指導、税務証明
		土地係				※ 1		1	4	5		11	固定資産税・都市計画税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、調査、土地評価、相続調査、減免、土地の異動処理、地籍図・土地家屋現況図の修正整備
		家屋係				1			5	5	5	16	固定資産税・都市計画税の賦課、家屋の調査、評価、減免、家屋の異動処理
		計			1		4		3	12	22	8	50
	収納管理課				1							1	課内統括
		管理係				1		2	1	2	2	8	市税等の収納管理、口座振替、納税証明、過誤納金の充当・還付、予算、県民税の払込み
		収納担当				※ 1 1 (1)		3 (1)	5 (2)	4	4	18 (4)	市税等の納税相談、滞納金の徴収、滞納処分、徴収猶予、不納欠損、執行停止、公売の実施
		計			1		3 (1)	5 (1)	6 (2)	6	6	27 (4)	
	合計			1	2	8		9	20	28	14	82	
	健康未来子ども部			1								1	部内統括
国保年金課				1							1	課内統括	
		国民健康保険担当				※ 1 2		2	3	5		13	国保税の賦課、資格の得喪管理、国保給付、レセプト審査、保健事業
		計			1		3	2	3	5		14	
合計			1	1	3		2	3	5		15		

「※」は課長補佐 ( ) 書きは、兼務職員数

# 10 市税の徴収に要する経費

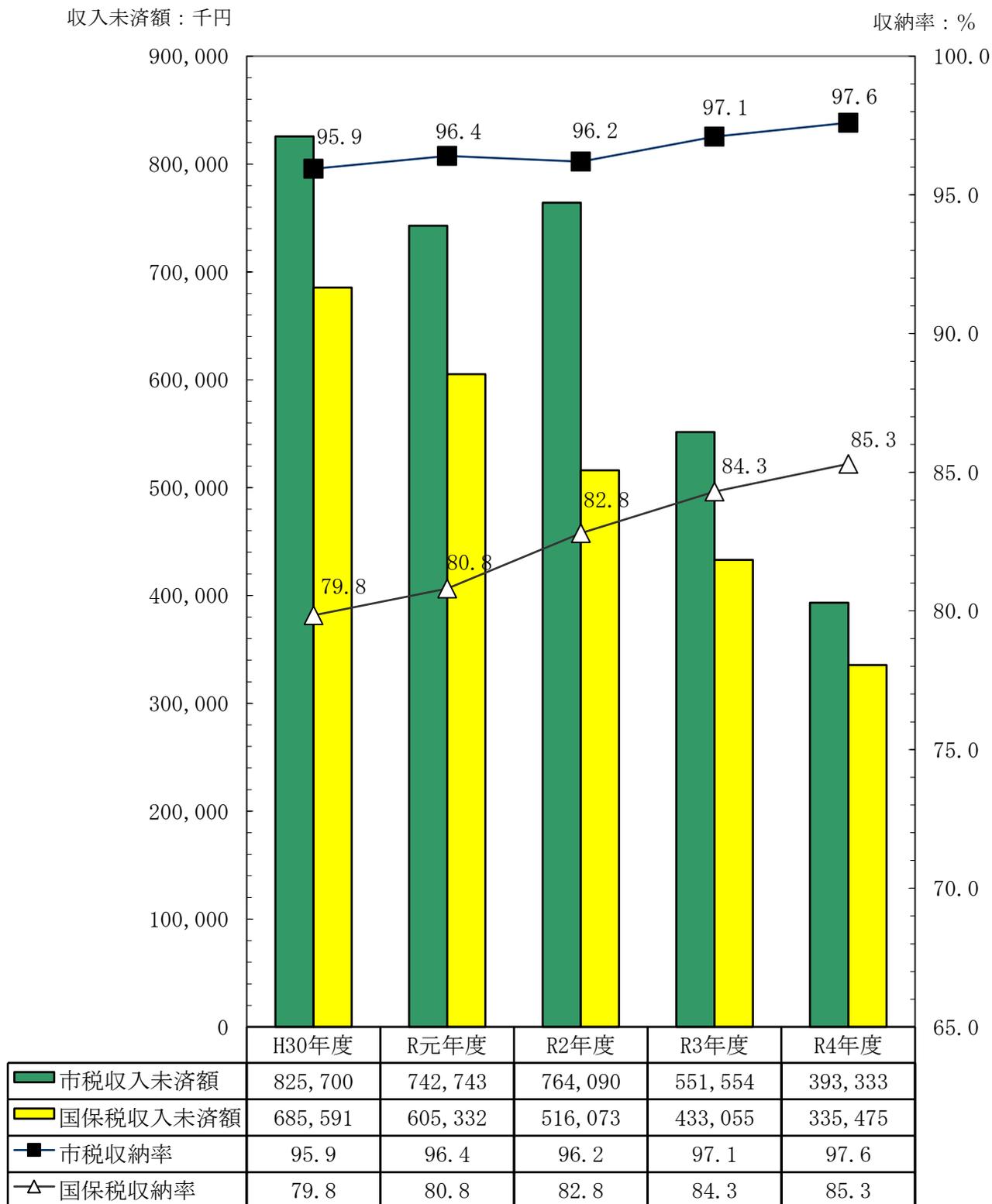
(単位：千円、%)

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)			
		金額	構成比										
税 収 入 額	市 税	21,883,946	80.7	21,430,013	80.7	21,159,250	80.9	22,111,519	81.1	22,218,124	81.0		
	個 人 県 民 税	5,241,416	19.3	5,119,289	19.3	4,993,911	19.1	5,163,272	18.9	5,214,765	19.0		
	計	27,125,362	100.0	26,549,302	100.0	26,153,161	100.0	27,274,791	100.0	27,432,889	100.0		
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 税 費	人 件 費	基 本 給	230,213	29.5	232,981	30.6	232,462	34.7	234,292	31.6	241,793	32.3	
		諸 手 当	145,668	18.6	138,385	18.2	134,237	20.0	136,474	18.4	145,065	19.4	
		諸 手 当	超過勤務手当	42,034	—	31,423	—	27,433	—	24,940	—	24,500	—
			税務特別手当	123	—	41	—	18	—	11	—	350	—
			その他の手当	103,511	—	106,921	—	106,786	—	111,523	—	120,215	—
		報 酬	—	—	—	—	24,865	3.7	28,251	3.8	33,265	4.4	
		そ の 他	77,494	9.9	77,093	10.1	76,275	11.4	75,308	10.1	75,087	10.0	
	小 計	453,375	58.0	448,459	58.9	467,839	69.8	474,325	63.9	495,210	66.2		
	物 件 費	旅 費	50	0.0	925	0.1	967	0.1	983	0.1	157	0.0	
		賃 金	22,213	2.8	24,240	3.2	—	—	—	—	—	—	
そ の 他		205,632	26.3	127,554	16.8	119,055	17.8	183,355	24.7	140,257	18.8		
小 計		227,895	29.2	152,719	20.1	120,022	17.9	184,338	24.8	140,414	18.8		
報 償 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 報 償 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	納 税 奨 励 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	そ の 他	19	0.0	18	0.0	21	0.0	26	0.0	27	0.0		
	小 計	19	0.0	18	0.0	21	0.0	26	0.0	27	0.0		
そ の 他	そ の 他	100,190	12.8	159,643	21.0	82,441	12.3	83,591	11.3	112,282	15.0		
合 計		781,479	100.0	760,839	100.0	670,323	100.0	742,280	100.0	747,933	100.0		
県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 通 知 書 に よ る 金 額	241,071	100.0	241,563	100.0	240,300	100.0	236,679	100.0	237,591	100.0		
	徴 収 額 に よ る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0		
	報 償 金 額 に 相 当 す る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0		
	計	241,071	100.0	241,563	100.0	240,300	100.0	236,679	100.0	237,591	100.0		
市 税 に 係 る 徴 税 費		540,408	—	519,276	—	430,023	—	505,601	—	510,342	—		
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 税 費 (百 円 当 た り : 円)		2.9	—	2.9	—	2.6	—	2.7	—	2.7	—		
市 税 に 係 る 徴 税 費 (百 円 当 た り : 円)		2.5	—	2.4	—	2.0	—	2.3	—	2.3	—		

(備考) 令和5年度は課税状況調の数値、令和4年度以前は最終値。

## Ⅵ 収納関係

### 1 収納率と収入未済額の推移



## 2 納付状況

(1) 口座振替、自主納付(予定者)の推移

(件数は年度ごとの振替結果の集計)

区 分		期別調定件数 の合計(件)	口 座 振 替		自 主 納 付	
税 目	年 度		依 頼 件 数	率 (%)	件 数	率 (%)
市県民税 (普通徴収)	元年度	70,658	32,147	45.5	38,511	54.5
	2年度	69,065	31,444	45.5	37,621	54.5
	3年度	66,424	30,915	46.5	35,509	53.5
	4年度	66,639	30,444	45.7	36,195	54.3
固定資産税 (都市計画税含)	元年度	275,186	193,581	70.3	81,605	29.7
	2年度	275,712	193,219	70.1	82,493	29.9
	3年度	275,140	192,973	70.1	82,167	29.9
	4年度	276,726	193,687	70.0	83,039	30.0
軽自動車税 (種別割)	元年度	75,230	16,659	22.1	58,571	77.9
	2年度	75,037	16,114	21.5	58,923	78.5
	3年度	75,650	15,744	20.8	59,906	79.2
	4年度	76,173	15,429	20.3	60,744	79.7
合 計	元年度	421,074	242,387	57.6	178,687	42.4
	2年度	419,814	240,777	57.4	179,037	42.6
	3年度	417,214	239,632	57.4	177,582	42.6
	4年度	419,538	239,560	57.1	179,978	42.9
国民健康保険税	元年度	155,098	99,155	63.9	55,943	36.1
	2年度	150,256	97,030	64.6	53,226	35.4
	3年度	148,419	96,695	65.2	51,724	34.8
	4年度	145,668	94,407	64.8	51,261	35.2

## (2) 口座振替による納付状況

(単位：店、人、千円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
協力店舗数		455	467	468	467	484	
新規契約者数		6,221	6,183	6,617	6,619	7,274	
3 税	取扱税額	市民税(普通徴収)	1,161,942	1,197,680	1,113,416	1,110,228	1,168,606
		固定資産税・都市計画税	6,308,722	6,450,442	6,518,995	6,241,328	6,775,367
		軽自動車税	99,808	99,188	98,444	98,782	99,067
		合 計	7,570,472	7,747,310	7,730,855	7,450,338	8,043,040
	収入済額	市民税(普通徴収)	1,343,480	1,437,432	1,290,352	1,266,597	1,339,044
		固定資産税・都市計画税	10,265,572	10,493,289	10,580,016	10,063,676	10,743,332
		軽自動車税	499,295	516,996	534,092	553,782	573,503
		合 計	12,108,347	12,447,717	12,404,460	11,884,055	12,655,879
	占 有 率		62.52	62.24	62.32	62.69	63.55
	国 保 税	取 扱 税 額	1,797,444	1,687,882	1,668,049	1,649,166	1,458,132
収 入 済 額		2,765,618	2,712,655	2,642,857	2,618,690	2,322,475	
占 有 率		64.99	62.22	63.12	62.98	62.78	

## (3) 令和4年度税目別の口座振替依頼状況

(単位：件、千円、%)

区 分	振 替			再 振 替			
	依頼金額	振替金額	振替率	依頼金額	再振替金額	再振替率	
3 税	市県民税(普徴)	1,191,607	1,139,432	95.6	49,312	29,175	59.2
	固定・都計税	6,847,682	6,695,971	97.8	136,312	79,396	58.2
	軽自動車税	100,828	97,487	96.7	2,971	1,581	53.2
	合 計	8,140,117	7,932,890	97.5	188,595	110,152	58.4
国民健康保険税		1,483,280	1,426,696	96.2	52,685	31,436	59.7

## (4) 口座振替手数料の支払状況(金融機関分)

(単位：件、円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3 税	件 数	252,450	250,930	247,059	244,582	244,958
	金 額	2,739,729	2,713,874	2,706,825	2,677,625	2,680,278
国民健康保険税	件 数	108,931	74,489	100,179	99,231	96,787
	金 額	1,191,980	810,515	1,098,120	1,086,579	1,057,008

## (5) 郵便振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 税 等	件 数	3,656	3,124	2,529	2,272	1,660
	金 額	109,680	93,720	75,870	68,160	49,800

(備考) 窓口支払手数料を除く。

## (6) コンビニ収納手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3 税	件 数	113,766	118,813	122,447	123,813	126,147
	(うちアプリ)	—	—	—	768	5,621
	金 額	6,696,264	7,028,096	7,340,693	7,422,585	7,562,508
	(うちアプリ)	—	—	—	46,041	336,978
国民健康保険税	件 数	39,597	39,568	38,741	38,290	37,670
	(うちアプリ)	—	—	—	466	1,367
	金 額	2,330,678	2,353,418	2,322,521	2,295,484	2,258,315
	(うちアプリ)	—	—	—	27,936	81,951

### 3 督促関係

#### (1) 督促状の発付状況

(単位：件、%)

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件 数	割合								
個 人 市県民税	普通徴収	12,572	17.8	13,300	18.7	11,111	16.0	10,098	15.1	10,436	15.5
	特別徴収	1,941	2.9	2,232	3.3	1,867	2.7	1,911	2.7	1,976	2.8
法 人 市 民 税		257	4.2	256	4.2	205	3.4	219	3.6	235	3.8
固 定 資 産 税		21,119	7.7	21,062	7.6	18,856	6.8	18,282	6.6	19,001	6.8
軽 自 動 車 税		8,017	10.7	8,093	10.8	6,067	8.1	6,354	8.4	6,108	8.0
合 計		43,906	8.9	44,943	9.0	38,106	7.7	36,864	7.5	37,756	7.6
国民健康保険税		24,940	15.0	22,889	14.9	19,913	13.4	18,929	12.9	17,093	11.9

#### (2) 督促手数料及び延滞金の収入状況

(単位：円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
督促手数料	一般会計分	3,987,229	4,142,195	3,725,351	3,457,550	3,322,504
	国保会計分	2,642,580	1,939,184	1,851,838	1,711,378	1,506,876
延 滞 金	一般会計分	34,871,373	33,907,744	36,551,183	31,354,845	31,630,836
	国保会計分	29,941,220	28,175,589	30,132,393	29,564,196	22,772,585

### 4 滞納処分、差押等

#### (1) 税目別滞納の内訳

(単位：人・件、千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	構成比
個人市民税	滞納者数	3,329	3,252	2,906	2,455	2,253	48.6
	収入未済額	248,479	222,041	181,968	143,853	126,531	32.2
法人市民税	滞納者数	127	114	125	85	78	1.7
	収入未済額	30,109	27,096	54,530	24,652	22,527	5.7
固定資産税 都市計画税	滞納者数	2,571	2,506	2,039	1,687	1,591	34.3
	収入未済額	523,405	472,014	509,824	368,046	232,120	59.0
軽自動車税	滞納者数	1,348	1,203	973	811	715	15.4
	収入未済額	21,301	20,146	17,580	14,729	12,155	3.1
市たばこ税	滞納者数	0	1	0	0	0	0.0
	収入未済額	0	28	0	0	0	0.0
入 湯 税	滞納者数	5	3	3	2	0	0.0
	収入未済額	2,406	1,418	188	275	0	0.0
合 計	滞納者数	7,380	7,079	6,046	5,040	4,637	100.0
	収入未済額	825,700	742,743	764,090	551,554	393,333	100.0

## (2) 滞納処分の執行停止状況

(単位：人、件、円)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	928	2,733	33,783,004	647	1,808	23,423,647	489	1,352	17,309,112	320	885	10,315,306
	法人市民税	56	56	2,969,300	27	29	1,303,615	30	31	1,525,263	23	23	1,544,900
	固定資産税 都市計画税	1,461	4,869	87,576,623	851	2,844	38,681,007	827	2,796	32,479,512	750	2,627	94,825,120
	軽自動車税	520	711	4,199,345	353	448	3,009,275	286	361	2,496,292	206	249	1,742,000
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	2	4	333,037	0	0	0	0	0	0	1	2	67,450
	合 計	2,967	8,373	128,861,309	1,878	5,129	66,417,544	1,632	4,540	53,810,179	1,300	3,786	108,494,776
国民健康保険税	1,714	9,617	113,334,681	1,046	5,372	61,854,710	892	4,493	50,583,747	710	3,822	44,087,281	
個人県民税	928	2,733	22,398,401	647	1,808	15,530,066	489	1,352	11,474,165	320	885	6,839,132	

## (3) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、円)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	529	1,400	20,113,257	435	1,192	23,597,452	695	1,759	27,954,202	771	2,012	24,779,265
	法人市民税	44	44	2,263,500	23	25	1,150,300	40	42	2,053,363	31	31	2,038,200
	固定資産税 都市計画税	861	2,689	55,079,210	857	2,702	49,614,409	1,138	3,539	58,391,451	1,342	3,958	115,558,557
	軽自動車税	305	406	1,859,019	261	336	1,684,400	342	429	2,891,858	379	528	3,412,951
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	2	4	333,037	0	0	0	0	0	0	1	2	67,450
	合 計	1,741	4,543	79,648,023	1,576	4,255	76,046,561	2,215	5,769	91,290,874	2,524	6,531	145,856,423
国民健康保険税	1,361	6,172	76,355,709	1,212	5,156	63,566,941	1,718	6,921	77,464,418	1,561	6,533	82,210,047	
個人県民税	529	1,400	13,335,247	435	1,192	15,645,296	695	1,759	18,530,763	771	2,012	16,428,846	

## (4) 財産の差押と解除の状況

(単位：件、円)

区 分	差 押		解 除		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和 元 年度	動産	6	6,727,019	3	1,788,643
	不動産	28	25,411,890	113	32,839,458
	預貯金	379	91,357,120	391	74,454,032
	生命保険	139	47,496,625	180	33,805,010
	その他の債権	604	181,862,429	680	111,805,299
	合 計	1,156	352,855,083	1,367	254,692,442
	差押に伴う収入額				301,892,373
令和 2 年度	動産	6	13,973,421	2	5,839,500
	不動産	23	20,213,336	65	19,404,597
	預貯金	275	82,496,223	276	70,127,006
	生命保険	93	35,806,337	141	28,487,872
	その他の債権	539	174,554,081	560	86,189,725
	合 計	936	327,043,398	1,044	210,048,700
	差押に伴う収入額				251,586,299
令和 3 年度	動産	5	6,449,331	5	1,756,465
	不動産	35	19,721,961	43	22,272,500
	預貯金	119	25,314,873	114	18,313,867
	生命保険	41	6,093,957	63	5,744,295
	その他の債権	598	130,565,770	614	57,261,843
	合 計	798	188,145,892	839	105,348,970
	差押に伴う収入額				210,739,084
令和 4 年度	動産	9	5,811,426	11	5,168,726
	不動産	33	29,994,718	53	3,564,552
	預貯金	179	30,881,381	164	14,827,960
	生命保険	72	18,172,620	69	3,231,907
	その他の債権	525	131,780,676	569	42,794,591
	合 計	818	216,640,821	866	69,587,736
	差押に伴う収入額				245,585,505

## (5) 差押現在高

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
動 産	5	9,009,568
不 動 産	92	33,722,140
預 貯 金	29	1,520,600
生 命 保 険	48	9,909,098
その他の債権	300	67,585,807
合 計	474	121,747,213

※令和5年3月31日現在。 ※参加差押を含む。

## (6) 交付要求等の状況

(単位：件、千円)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
交 付 要 求	153	38,505	127	41,826,040	142	63,891	123	83,343	114	31,471
配 当	37	3,623	32	5,872,834	21	7,764	33	4,094	21	1,455
解除又は終了	105	24,547	150	42,516,876	98	21,353	111	47,130	87	7,984
一 部 納 付	198	5,874	187	5,836,119	154	7,043	138	12,035	114	8,999

## (7) 交付要求現在高

(各年3月31日現在、単位：件、円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	141	87	112	111	116
金 額	46,563,851	36,978,768	61,267,921	74,019,250	25,292,660

## (8) 公売処分の実施状況

(単位：件、円、回、人)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
動 産	0	0	0	0	0	0	1	4,300	0	0
不 動 産	0	0	0	0	1	2,600,000	0	0	1	0
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	1	2,600,000	1	4,300	1	0
回 数	0		0		1		1		1	
延参加者数	0		0		1		1		0	

## (9) 催告書発送数

(単位：件)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通 数	16,389	15,516	12,709	12,800	16,297

## 5 個人県民税関係

### (1) 令和4年度個人県民税徴収取扱費の状況

(単位：円)

区 分	1 期	2 期	3 期	4 期	合 計
令和4年度	685,484	243,679,856	5,946,067	1,350,968	251,662,375
納税義務者数 × 3,000円	△21,000	236,700,000	5,223,000	90,000	241,992,000
払込金額 × 7/100	1,674	234	0	0	1,908
過誤納金 × 按分率	683,747	3,515,717	719,254	1,258,337	6,177,055
還付加算金 × 按分率	1,236	3,468	0	2,631	7,335
配当割額、株式等譲渡所得割額控除による還付・充当額	19,827	3,460,437	3,813	0	3,484,077
令和3年度	253,230	241,808,599	6,004,217	1,302,763	249,368,809
令和2年度	248,265	242,770,823	6,008,180	1,315,868	250,343,136
令和元年度	365,148	241,630,554	6,126,003	1,498,475	249,620,180
平成30年度	423,510	239,451,642	6,440,225	1,438,080	247,753,456

### (2) 令和4年度までの個人県民税の取扱状況

(単位：件、円)

区 分	県 民 税		徴収金総額 市県民税	県民税 払込金額	市民税収入額 (差 引)	市民税調定額累計 (参 考)	
	件 数	調定額累計					
平成30年度	本税現年	135,354	5,045,729,060	12,545,539,758	5,001,404,879	7,544,134,879	7,611,163,340
	本税滞繰	16,794	184,869,880	170,605,187	68,013,463	102,591,724	303,328,595
	延滞金	5,160	11,121,994	27,898,447	11,121,994	16,776,453	—
	合 計	157,308	5,241,720,934	12,744,043,392	5,080,540,336	7,663,503,056	7,914,491,935
令和元年度	本税現年	139,605	5,231,729,700	13,024,350,843	5,192,548,194	7,831,802,649	7,891,068,400
	本税滞繰	13,298	149,309,836	122,572,949	48,867,382	73,705,567	247,575,430
	延滞金	4,164	9,845,644	24,695,609	9,845,644	14,849,965	—
	合 計	157,067	5,390,885,180	13,171,619,401	5,251,261,220	7,920,358,181	8,138,643,830
令和2年度	本税現年	138,807	5,113,106,238	12,727,699,762	5,074,024,787	7,653,674,975	7,725,315,662
	本税滞繰	11,690	130,699,259	113,541,836	45,264,588	68,277,248	216,064,223
	延滞金	4,243	10,442,791	26,194,734	10,442,791	15,751,943	—
	合 計	154,740	5,254,248,288	12,867,436,332	5,129,732,166	7,737,704,166	7,941,379,885
令和3年度	本税現年	136,745	4,986,627,920	12,440,695,121	4,959,358,703	7,481,336,418	7,524,799,220
	本税滞繰	9,969	108,438,696	86,676,205	34,552,602	52,123,603	181,407,330
	延滞金	3,277	7,817,675	19,610,869	7,817,675	11,793,194	—
	合 計	149,991	5,102,884,291	12,546,982,195	5,001,728,980	7,545,253,215	7,706,206,550
令和4年度	本税現年	138,078	5,169,137,220	12,883,644,660	5,136,451,453	7,747,193,207	7,797,088,780
	本税滞繰	8,560	82,456,933	67,272,703	26,820,281	40,452,422	143,391,430
	延滞金	2,684	6,440,533	16,154,643	6,440,533	9,714,110	—
	合 計	149,322	5,258,034,686	12,967,072,006	5,169,712,267	7,797,359,739	7,940,480,210

## 6 県内19市の市税等収納率の状況

<市 税>

区 分	令和2年度							令和3年度							令和4年度						
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	
長 野 市	99.25	6	44.02	3	98.59	3	△0.07	99.65	4	52.57	3	99.11	3	0.52	99.64	4	41.06	6	99.17	4	0.06
松 本 市	99.04	8	37.20	9	97.86	10	0.09	99.45	11	46.65	8	98.36	9	0.50	99.49	10	36.52	9	98.67	8	0.31
上 田 市	98.66	16	25.15	17	96.23	16	△0.15	99.37	12	33.11	15	97.05	16	0.82	99.33	13	28.96	13	97.62	15	0.57
岡 谷 市	99.00	10	46.49	1	98.15	5	△0.20	99.23	15	51.89	4	98.34	11	0.19	99.29	14	40.47	8	98.40	11	0.06
飯 田 市	98.81	12	37.34	8	98.44	4	△0.96	99.77	2	71.87	1	99.38	1	0.94	99.78	1	54.82	1	99.53	1	0.15
諏 訪 市	98.45	17	29.23	14	97.61	11	△0.99	99.46	10	65.39	2	98.75	6	1.14	99.51	8	34.37	11	98.86	6	0.11
須 坂 市	99.45	2	38.62	6	97.98	9	1.93	99.65	4	29.29	17	98.36	9	0.38	99.64	4	24.70	18	98.55	10	0.19
小 諸 市	98.70	15	26.65	16	96.18	17	0.28	98.81	19	33.46	14	96.57	17	0.39	98.95	18	30.22	12	97.02	17	0.45
伊 那 市	99.33	3	30.90	12	98.11	6	0.14	99.69	3	47.44	6	98.92	4	0.81	99.65	3	42.16	4	99.20	3	0.28
駒 ヶ 根 市	98.89	11	44.39	2	98.08	8	△0.31	99.47	9	49.31	5	98.59	7	0.51	99.58	7	41.36	5	98.85	7	0.26
中 野 市	98.79	13	18.53	19	94.37	19	0.04	99.16	17	27.68	18	95.67	18	1.30	99.40	12	25.33	17	96.83	18	1.16
大 町 市	98.01	18	38.58	7	96.86	14	△0.44	99.25	13	46.94	7	97.72	13	0.86	98.77	19	50.77	2	97.93	13	0.21
飯 山 市	99.57	1	29.28	13	98.77	1	0.09	99.78	1	34.80	12	99.23	2	0.46	99.76	2	40.81	7	99.49	2	0.26
茅 野 市	97.87	19	19.12	18	95.03	18	△0.85	99.19	16	20.53	19	95.42	19	0.39	99.13	17	22.70	19	96.34	19	0.92
塩 尻 市	99.27	5	39.71	5	98.11	6	0.21	99.55	7	42.81	10	98.53	8	0.42	99.51	8	34.79	10	98.66	9	0.13
佐 久 市	98.76	14	32.99	11	96.84	15	0.16	99.06	18	32.45	16	97.23	15	0.39	99.15	16	26.82	16	97.29	16	0.06
千 曲 市	99.19	7	40.81	4	98.64	2	△0.27	99.53	8	46.06	9	98.85	5	0.21	99.61	6	44.07	3	99.02	5	0.17
東 御 市	99.01	9	34.55	10	97.36	13	△0.02	99.25	13	36.38	11	97.61	14	0.25	99.25	15	28.12	15	97.64	14	0.03
安 曇 野 市	99.28	4	27.25	15	97.49	12	0.12	99.59	6	34.03	13	98.09	12	0.60	99.42	11	28.48	14	98.19	12	0.10
平 均	98.98	—	32.49	—	97.64	—	△0.08	99.48	—	40.70	—	98.22	—	0.58	99.47	—	32.79	—	98.46	—	0.25

<国民健康保険税>

区 分	令和2年度							令和3年度							令和4年度						
	現年		滞納繰越		合計		前年度 比較 増減	現年		滞納繰越		合計		前年度 比較 増減	現年		滞納繰越		合計		前年度 比較 増減
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	
長野市	93.34	19	21.99	18	82.95	16	1.02	93.77	19	19.19	19	83.08	18	0.13	94.10	18	20.20	19	83.41	18	0.33
松本市	93.81	18	19.23	19	78.37	19	2.80	94.01	18	20.15	18	80.22	19	1.85	94.01	19	20.73	18	80.26	19	0.04
上田市	95.15	15	25.71	16	82.83	17	2.03	95.67	14	23.52	17	84.29	17	1.46	96.29	11	23.64	17	85.30	17	1.01
岡谷市	95.52	12	37.49	6	88.56	11	0.74	95.73	13	32.27	9	88.68	11	0.12	95.54	13	27.23	15	87.79	12	△ 0.89
飯田市	98.22	2	44.17	3	96.29	2	0.01	98.91	2	44.08	3	96.94	2	0.65	98.60	2	40.85	7	96.77	2	△ 0.17
諏訪市	94.35	16	33.20	13	86.99	12	△ 0.39	94.99	15	35.56	6	87.72	12	0.73	94.78	16	35.70	9	87.73	13	0.01
須坂市	97.26	6	34.24	9	88.64	10	3.74	97.60	6	30.70	13	91.07	9	2.43	97.73	5	33.99	11	93.23	6	2.16
小諸市	93.98	17	28.47	15	83.47	15	0.06	94.88	17	32.04	10	85.50	16	2.03	94.36	17	35.81	8	86.37	14	0.87
伊那市	97.51	4	33.54	11	91.98	6	1.92	97.97	4	41.51	4	94.39	4	2.41	97.74	4	41.75	5	95.07	4	0.68
駒ヶ根市	97.18	7	45.96	2	93.44	4	0.98	97.49	7	44.57	2	94.10	5	0.66	97.67	6	41.54	6	94.30	5	0.20
中野市	95.96	10	22.25	17	81.90	18	0.93	96.68	10	30.21	14	85.71	15	3.81	97.42	8	34.67	10	88.70	11	2.99
大町市	95.73	11	34.75	8	89.57	9	1.24	96.80	9	38.03	5	91.10	8	1.53	96.34	10	41.80	4	91.97	8	0.87
飯山市	99.17	1	33.89	10	97.01	1	0.40	99.02	1	32.81	8	97.33	1	0.32	99.00	1	52.85	1	98.12	1	0.79
茅野市	96.61	8	41.83	4	92.32	5	0.42	96.85	8	35.34	7	92.29	6	△ 0.03	97.04	9	42.60	3	93.13	7	0.84
塩尻市	95.23	13	33.53	12	85.67	14	1.98	95.79	12	25.46	16	86.04	14	0.37	95.10	14	25.55	16	86.10	15	0.06
佐久市	95.17	14	36.08	7	86.48	13	1.70	94.92	16	31.04	12	86.51	13	0.03	94.91	15	28.08	14	85.98	16	△ 0.53
千曲市	97.75	3	46.26	1	95.12	3	0.50	97.99	3	45.81	1	95.64	3	0.52	98.21	3	51.26	2	96.09	3	0.45
東御市	96.22	9	39.56	5	89.94	8	1.17	96.45	11	31.10	11	89.83	10	△ 0.11	96.14	12	33.57	12	89.94	10	0.11
安曇野市	97.42	5	30.68	14	90.08	7	1.84	97.75	5	30.03	15	91.47	7	1.39	97.54	7	29.48	13	91.65	9	0.18
平均	95.30	—	26.57	—	85.61	—	1.51	95.67	—	25.44	—	86.68	—	1.07	95.73	—	25.84	—	87.11	—	0.43

## 【参考資料】

# 市税のあゆみ

## 各年度の税制改正の主な内容

平成 元 年 度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>120万円以下の金額</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>120万円 超の金額</td> <td>60万円 超の金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">11%</td> <td rowspan="5">500万円 超の金額</td> <td>130万円 超の金額</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 超の金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 超の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 超の金額</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円 超の金額</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益4,000万円超部分の比例税率化</p>	税率	改正後	改正前		3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%	8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%	11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%	260万円 超の金額	8%	460万円 超の金額	10%	950万円 超の金額	11%	1,900万円 超の金額	12%	
	税率	改正後	改正前																								
	3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%																							
8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%																								
11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%																								
		260万円 超の金額	8%																								
		460万円 超の金額	10%																								
		950万円 超の金額	11%																								
		1,900万円 超の金額	12%																								
市たばこ税	<p>◎名称が市町村たばこ税に変更</p> <p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成元年4月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円</li> <li>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円</li> </ul>																										
その他税	◎電気税、ガス税、木材取引税は消費税創設により4月1日廃止																										
平成 2 年 度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準の算定の基礎となる金額が34万円(改正前32万円)に上げられた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円(平成元年度は32万円)に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに9万円を加算した金額)以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="3">30万円</td> <td rowspan="3">28万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td></td> <td>14万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	30万円	28万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除		14万円														
	項目	改正後	改正前																								
基礎控除	30万円	28万円																									
配偶者控除																											
扶養控除																											
配偶者特別控除		14万円																									
個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>160万円以下の金額</td> <td colspan="2">120万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>160万円 超の金額</td> <td colspan="2">120万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>550万円 超の金額</td> <td colspan="2">500万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には4万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに15万円(平成2年度は9万円)を加算した金額)以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">31万円</td> <td rowspan="4">30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前		3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額		8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額		11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額		項目	改正後	改正前	基礎控除	31万円	30万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除	
税率	改正後	改正前																									
3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額																									
8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額																									
11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額																									
項目	改正後	改正前																									
基礎控除	31万円	30万円																									
配偶者控除																											
扶養控除																											
配偶者特別控除																											
平成 3 年 度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>160万円以下の金額</td> <td colspan="2">120万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>160万円 超の金額</td> <td colspan="2">120万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>550万円 超の金額</td> <td colspan="2">500万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には4万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに15万円(平成2年度は9万円)を加算した金額)以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">31万円</td> <td rowspan="4">30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前		3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額		8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額		11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額		項目	改正後	改正前	基礎控除	31万円	30万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除
	税率	改正後	改正前																								
3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額																									
8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額																									
11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額																									
項目	改正後	改正前																									
基礎控除	31万円	30万円																									
配偶者控除																											
扶養控除																											
配偶者特別控除																											
固定資産税 都市計画税	<p>◎平成3年度の評価替えに伴う負担調整措置(平成5年度まで)</p> <p>○免税点の引上げ (土地:10万円→30万円、家屋:8万円→20万円、償却資産:100万円→150万円)</p>																										
特別土地保有税	◎遊休土地に係る特別土地保有税の創設																										

平成4年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には8万円（平成3年度は4万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに19万円（平成3年度は15万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul>
-------	-------	--

平成5年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には13万円（平成4年度は8万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに25万円（平成4年度は19万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul>
-------	-------	---

平成6年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円（平成5年度は13万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに30万円（平成5年度は25万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎扶養控除額の引上げ</p> <p>○特定扶養親族に係る控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定扶養親族（16歳～22歳）に係る控除額を3万円引上げ39万円とした。</li> </ul> <p>◎特別減税</p> <p>○平成6年度に限り定率での特別減税の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の20%相当額。ただし、20%相当額が20万円を超える場合には20万円が限度となる。</li> </ul>																																				
	法人市民税	<p>◎法人市民税均等割の税率の見直し <span style="float:right">(標準税率の改正)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>改正後年税額</th> <th>改正前年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>1,750,000</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>410,000</td> <td rowspan="2">400,000</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>160,000</td> <td rowspan="2">150,000</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000</td> <td rowspan="2">120,000</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※制限税率は、標準税率の1.2倍（上田市適用）</p>	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額	1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000	3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000
資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額																																			
1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000																																			
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000																																			
3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000																																			
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000																																				
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000																																			
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000																																				
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000																																			
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000																																				
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000	40,000																																			
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成6年度評価替えに伴う負担調整措置（平成8年度まで）</p> <p>◎住宅用地に対する課税標準の固定資産税特例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模住宅用地1/4→1/6、一般住宅用地1/2→1/3</li> </ul> <p>◎住宅用地に対する課税標準の都市計画税特例創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模住宅用地1/3、一般住宅用地2/3</li> </ul> <p>◎宅地の評価に関し、地価公示価格等の7割評価の導入</p>																																				

平成7年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>160万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>200万円 超の金額</td> <td>160万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>700万円 超の金額</td> <td>550万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額	8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額	11%
税率	改正後	改正前										
3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額										
8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額										
11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額										
		◎基礎控除額等の引上げ										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">33万円</td> <td rowspan="4">31万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	33万円	31万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除	
項目	改正後	改正前										
基礎控除	33万円	31万円										
配偶者控除												
扶養控除												
配偶者特別控除												
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる。										

平成8年度	個人市民税	◎税率改正 ○均等割の税率改正													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上の市</td> <td>3,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上50万人未満の市</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※均等割の税率は、標準税率を表示</p>		改正後	改正前	道府県	1,000円	700円	人口50万人以上の市	3,000円	2,500円	人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円	その他の市町村
	改正後	改正前													
道府県	1,000円	700円													
人口50万人以上の市	3,000円	2,500円													
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円													
その他の市町村	2,000円	1,500円													
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる													
	固定資産税 都市計画税	◎負担調整率の引下げ													

平成9年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>12%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	12%
	課税所得の段階	改正後	改正前										
200万円以下の金額	3%	3%											
200万円 超の金額	8%	8%											
700万円 超の金額	12%	11%											
		◎特別減税 ○特別減税の取りやめ（平成6年度から平成8年度まで） ・平成6年度から実施された定率での特別減税は平成9年度は取りやめ											
	固定資産税 都市計画税	◎平成9年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成11年度まで）											
	市たばこ税	◎市たばこ税の税率引上げ（平成9年4月1日以降の売渡分から） ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円（旧税率 1,997円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円（旧税率 948円）											

平成10年度	個人市民税	◎非課税基準額の引上げ ○均等割非課税基準額の引上げ ・均等割の非課税基準が、35万円（平成9年度は34万円）を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。				
		○所得割非課税基準額の引上げ ・前年中の所得金額が35万円（平成9年度は34万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に30万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。				
		◎特別減税 ○定額による特別減税（平成10年度分の所得割額を限度とする） ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割額を除く）が特別減税として次の金額の合計が控除となる。				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者又は扶養親族1人につき</td> <td>8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	本人	17,000円	控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円
本人	17,000円					
控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円					
	特別土地保有税	◎地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ◎土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設 ◎土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設				

平成11年度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○所得割の税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税所得割の税率が次のように改正された。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に31万円（平成10年度は30万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎特定扶養親族に係る扶養控除額等の引上げ（平成10年度改正、平成11年度分から適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養親族に係る扶養控除額</td> <td>43万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者に係る障害者控除額</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">同居特別障害者に係る障害者控除額</td> </tr> <tr> <td>扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>56万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>61万円</td> <td>59万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族が同居特別障害者の場合</td> <td>66万円</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族が特別障害者の場合</td> <td>68万円</td> <td>66万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎税額控除</p> <p>○定率による税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額</li> <li>ただし、15%相当額が4万円を超える場合には4万円が限度となる</li> </ul>	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	10%	12%	区 分	改正後	改正前	特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円	特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円	同居特別障害者に係る障害者控除額			扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円	老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円	特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円	同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円
	課税所得の段階	改正後	改正前																																			
200万円以下の金額	3%	3%																																				
200万円 超の金額	8%	8%																																				
700万円 超の金額	10%	12%																																				
区 分	改正後	改正前																																				
特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円																																				
特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円																																				
同居特別障害者に係る障害者控除額																																						
扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円																																				
老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円																																				
特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円																																				
同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円																																				
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成11年5月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円（旧税率 2,434円）</li> <li>・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円（旧税率 1,155円）</li> </ul>																																				

平成12年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には19万円（平成11年度は18万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（平成11年度は31万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎扶養控除額の引上げ（平成11年度改正 平成12年度分から適用）</p> <p>○特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定扶養親族に係る扶養控除額 (改正後)45万円 (改正前)43万円</li> <li>・特定扶養親族が同居特別障害者の場合 (改正後)68万円 (改正前)66万円</li> </ul>
		固定資産税 都市計画税

平成13年度	固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p>
--------	----------------	--------------

平成14年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には24万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。</li> </ul> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（平成13年度は32万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。</li> </ul> <p>◎株式等譲渡益課税の見直し</p> <p>○申告分離課税への一本化等（平成15年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>源泉選択分離課税が平成14年12月31日をもって廃止となり、平成15年1月1日以降は申告分離課税の一本化となった。</li> <li>平成15年1月1日以後に上場株式等（上場不動産投資証券を含む。以下同じ）を譲渡した場合の譲渡益に係る税率が20%（所得税15%を含む）に引下げ</li> <li>平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年度以後の3年間にわたり繰越控除が可能となった。</li> </ul> <p>○長期（1年超）保有上場株式等に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年から平成17年までの間に保有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率は、上記（20%）にかかわらず、10%とすることとなった。</li> <li>保有期間が1年を超える一定の上場株式等を平成17年までに譲渡した場合で譲渡所得が100万円以下の場合にはその金額を、100万円を超える場合には100万円を限度とし譲渡所得金額から控除できることとなった。</li> <li>平成13年11月30日以後平成14年末までに取得した上場株式等を、平成17年から平成19年までに譲渡した場合、購入価格1千万円までの上場株式等の譲渡については非課税とすることができることとされた。</li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<p>◎縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成15年度	個人市民税	<p>◎金融・証券税制の軽減、簡素化</p> <p>○県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式等の配当等及び株式譲渡益（所得税において源泉徴収を選択した特定口座に限る）に係る課税方式について、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成16年1月1日から、特別徴収方式が実施され申告不要となる。</li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成15年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成17年度まで）</p> <p>◎時点修正</p>
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成15年7月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円（旧税率 2,668円）</li> <li>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円（旧税率 1,266円）</li> </ul>
	特別土地保有税	◎課税停止

平成16年度	個人市民税	<p>◎均等割の見直し</p> <p>○人口段階別税率区分の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の人口に応じて、3段階に区分されていた均等割の標準税率が3千円に統一された。</li> </ul> <p>○生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する方に対する非課税措置の段階的廃止</li> <li>平成17年度分 均等割の税率を1/2に軽減</li> <li>平成18年度分 非課税措置の廃止</li> </ul> <p>◎年金税制の見直し（平成18年度分から）</p> <p>○公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せされている措置の廃止</p> <p>○老年者控除の廃止</p> <p>○老年者特例加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置の創設</p> <p>◎譲渡所得に係る税率の引下げ</p> <p>○土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期譲渡所得 5%（県民税1.6% 市民税3.4%）</li> <li>短期譲渡所得 9%（県民税3.0% 市民税6.0%）</li> </ul> <p>○非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正前 6%（県民税2.0% 市民税4.0%）</li> <li>改正後 5%（県民税1.6% 市民税3.4%）</li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<p>◎特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成17年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎定率減税の1/2縮減（平成18年度分から適用）</li> <li>◎配偶者控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止</li> <li>◎65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年1月1日現在で65歳に達して、前年の合計所得が125万円以下の方への経過措置</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成18年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を2/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成19年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を1/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成20年度分以降</td> <td>減額なし</td> </tr> </table>	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額	平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額	平成20年度分以降	減額なし
	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額						
平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額							
平成20年度分以降	減額なし							
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産評価基準の改正						

平成18年度	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人市民税税率（平成18年3月市町村合併による新税率） <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人税割の税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割は、法人税額（国税）の13.7%（参考：標準税率12.3%、制限税率14.7%）</li> </ul> </li> <li>○均等割の税率（上田市）（1～5号法人：標準税率×1.2）</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000 円</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000 円</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000 円</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等 従業員数		年税額	標準税率	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円	3号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円	50,000 円
	資本金等 従業員数		年税額	標準税率																																						
	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円																																						
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円																																							
3号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円																																							
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円																																							
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円																																							
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円	50,000 円																																							
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成18年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成20年度まで）</li> <li>◎固定資産評価基準の改正</li> <li>◎税額の軽減措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修促進税制の創設</li> </ul> </li> </ul>																																								
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市たばこ税の税率引上げ（平成18年7月1日以降の売渡分から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円（旧税率 2,977円）</li> <li>・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円（旧税率 1,412円）</li> </ul> </li> </ul>																																								

平成19年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎所得税から個人住民税への税源移譲（平成18年度税制改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>○税率の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税所得割の税率が10%（県民税4%・市民税6%）の比例税率</li> </ul> </li> <li>○減額措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の納税者の負担が変わらぬよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置</li> </ul> </li> <li>○住宅ローン減税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成18年までに入居）により控除される所得税額が減少する方について、翌年度の個人住民税において減額調整する措置の実施（平成20年度分から適用）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎定率減税の廃止</li> <li>◎地震保険料控除の創設（平成20年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>○損害保険料の改組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料控除制度の創設（地震保険料等の1/2最高25千円を所得控除）経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料は従前のおり（経過措置と地震保険料控除を併用する場合は合わせて25千円の控除）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○軽減税率の延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当及び譲渡益に対する県民税配当割、株式等譲渡所得割に関する軽減税率の適用期間が1年延長となる</li> <li>【税率】5% → 配当割 : 3%（平成21年3月31日まで1年延長）</li> <li>【税率】5% → 株式等譲渡所得割 : 3%（平成20年12月31日まで1年延長）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
		固定資産税 都市計画税

平成20年度	個人市民税	<p>◎寄附金税制の拡充（平成21年度課税から適用）</p> <p>○地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせ全額控除となる。</li> </ul> <p>◎公的年金等からの特別徴収制度の導入（平成21年度課税から適用）</p> <p>○前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、その年度の初日に老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の方（次に掲げる場合を除く。）の老齢等年金給付から個人市民税・県民税の特別徴収（天引き）を開始（開始時期：平成21年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の老齢等年金給付額が、18万円未満の場合</li> <li>・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合</li> </ul> <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の廃止</li> <li>上場株式等の配当・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は配当のうち100万円以下の部分）</li> <li>上場株式等の譲渡益・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は譲渡益のうち500万円以下の部分）</li> </ul>																																							
	固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎市税過誤納金償還金支払要綱設置</p> <p>◎税額の軽減措置の見直し：省エネ改修工事促進税制の創設／長期優良住宅促進税制の創設（H21.6.4～）</p> <p>◎機械装置を主とした償却資産の耐用年数の改正、理論帳簿価額制度の廃止</p>																																							
	法人市民税	<p>◎法人市民税税率</p> <p>○均等割の税率（上田市） 法人号数の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000 円</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000 円</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000 円</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等 従業員数		年税額	標準税率	9号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円	8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円	7号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円	6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円	4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円	3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円	2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円	1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円
資本金等 従業員数		年税額	標準税率																																						
9号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円																																						
8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円																																						
7号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円																																						
6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円																																						
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円																																						
4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円																																						
3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円																																						
2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円																																						
1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円	50,000 円																																						

平成21年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金特別控除（平成22年度課税から適用）</p> <p>○個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年から平成25年までに住宅の新築、増改築を行い入居し、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（9.75千円）を限度に控除</li> </ul> <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を3年延長</li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成21年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成23年度まで）</p> <p>◎固定資産評価基準の改正</p>

平成22年度	個人市民税	<p>◎扶養控除の見直し（平成24年度以後の課税から適用）</p> <p>○扶養控除の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除（33万円）を廃止。</li> <li>・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。</li> </ul> <p>○同居特別障害者加算の特例の改組（平成24年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族等が同居の特別障害者である場合において、扶養親族等の控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。</li> </ul> <p>○65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金からの特徴制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得割額及び均等割額を含めて給与から特徴の方法により、徴収することができることとする。</li> </ul> <p>◎生命保険料控除の改組（平成25年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に新たに介護保険を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれ3.5万円を適用する。</li> </ul>
--------	-------	--

平成22年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年から平成26年までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、税務署長に届出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に関り、非課税とする。（非課税口座を開設できるのは1人につき1年1口座、非課税口座で受け入れることができる上場株式等は取得価格ベースで100万円以内に限られる。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市たばこ税の税率引上げ（平成22年10月1日以降の売渡分から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円（旧税率 3,298円）</li> <li>・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円（旧税率 1,564円）</li> </ul> </li> </ul>

平成23年度	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎罰則の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正</li> </ul> </li> </ul>
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民公益税制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○寄附金税額控除の見直し（平成23年分の寄附金から対象、住民税は平成24年度課税から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行：5,000円）に引き下げる。</li> <li>・寄附金税額控除の対象に、認定NPO法人以外のNPO法人のうち、都道府県、市区町村が条例で指定した団体を加える。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）適用期限を2年延長する。（平成25年12月31日まで）</li> </ul> </li> <li>○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行期日の延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を2年延長したことに伴い、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例については、施行期日を2年延長する。（平成26年分所得から適用）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎肉用牛の課税の特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象牛を2,000頭から1,500頭にし、適用期限を3年延長する。（平成27年度まで）</li> </ul> </li> <li>◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○雑損控除関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や家財等の損失について、平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができる。</li> <li>・雑損控除の繰越期間を3年から5年に延長する。</li> </ul> </li> <li>○住宅借入金等特別税額控除関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により居住できなくなった場合においても、残りの期間について引き続き税額控除を適用できる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市たばこ税の税率引上げ（平成25年4月1日から適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（旧税率 4,618円）</li> <li>・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円（旧税率 2,190円）</li> </ul> </li> </ul>

平成24年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎退職所得に係る課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後適用）</li> <li>○勤務年数5年以内の法人役員等について、課税所得に1/2を乗じる措置を廃止（平成25年1月1日以後適用）</li> </ul> </li> <li>◎給与所得控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○収入1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限を245万円とする（平成26年度～）</li> <li>○特定支出控除の改正（平成26年度～）</li> </ul> </li> <li>◎防災施策に要する財源確保のため均等割を500円加算（平成26年度～35年度）</li> <li>◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例</li> <li>○住宅借入金等特別控除の適用期間の特例</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成24年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成26年度まで） <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用地の据置特例については、経過措置を設けたうえで平成26年度廃止</li> </ul> </li> <li>◎固定資産評価基準の改正</li> <li>◎下水道除害施設の課税標準の特例（わがまち特例）の創設</li> </ul>

平成25年度	個人市民税	<p>◎個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充</p> <p>○所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除</p> <table border="1"> <tr> <th>居住年</th> <th>現行（～平成25年12月）</th> <th>平成26年1月～3月</th> <th>平成26年4月～平成29年12月</th> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）</td> </tr> </table> <p>◎金融所得課税の一体化等</p> <p>○金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更</p> <p>○法人に係る利子割を廃止</p> <p>◎個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し</p> <p>○市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。</p>	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月						
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）							
固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎特例措置の見直し</p> <p>○バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の延長（3年）、工事費要件の変更（現行：30万円→50万円超）</p> <p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2年）</p> <p>○日本郵便(株)が所有する一定の固定資産の課税標準の特例を変更し、3年延長（課税標準：現行3/5→1/2）</p>									

平成26年度	個人市民税	<p>◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を27年度から30年度まで延長</p> <p>◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を26年度から29年度まで延長</p>																																																																											
	固定資産税 都市計画税	<p>◎公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入</p> <p>○公害防止用設備のために設置された施設又は設備について、特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>○水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 特例割合1/3（2/3減免）</p> <p>○大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○ノンフロン製品特例措置（3年度分）を創設 特例割合 3/4（1/4減免）</p> <p>◎耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</p> <p>○国の補助を受けて耐震改修工事が行われた不特定多数の者が利用する大規模建築物に対して、工事完了年の翌年度から2年度分の固定資産税の税額の1/2を減免</p> <p>◎時点修正</p>																																																																											
	軽自動車税	<p>◎軽自動車税の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>H27.3.31まで</th> <th>H27.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪（250cc以下）</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用（トラクター等）</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（フォークリフト等）</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎軽自動車税の税率の重課の創設</p> <p>○新規登録後13年を超えた三輪以上の軽自動車に対する20%の重課（経年車重課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>H28.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	H27.3.31まで	H27.4.1から	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円	軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円	三輪		3,100円	3,900円	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	雪上車		2,400円	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円	種別	区分	H28.4.1から	軽自動車	三輪		4,600円	四輪	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円	貨物	営業用	4,500円	自家用
種別	区分	H27.3.31まで	H27.4.1から																																																																										
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円																																																																										
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円																																																																										
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円																																																																										
	ミニカー	2,500円	3,700円																																																																										
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円																																																																										
軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円																																																																									
	三輪		3,100円	3,900円																																																																									
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円																																																																								
			自家用	7,200円	10,800円																																																																								
		貨物	営業用	3,000円	3,800円																																																																								
			自家用	4,000円	5,000円																																																																								
雪上車		2,400円	3,600円																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円																																																																									
	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円																																																																									
種別	区分	H28.4.1から																																																																											
軽自動車	三輪		4,600円																																																																										
	四輪	乗用	営業用	8,200円																																																																									
			自家用	12,900円																																																																									
		貨物	営業用	4,500円																																																																									
			自家用	6,000円																																																																									
法人市民税	<p>◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（H26.10.1以後に開始する事業年度分から適用）</p> <p>○地方法人税（国税）の創設に伴う、法人市民税法人税割の引下げ（国標準税率12.3%→9.7%）</p> <p>・法人税割の税率（改正前）13.7% →（改正後）11.1%</p>																																																																												

平成27年度	全体	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の措置 ○申告書等に法人番号、個人番号の記載																																
	個人市民税	◎個人市民税の住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ○適用年を平成29年から平成31年まで延長 ◎ふるさと納税のワンストップ制度に係る申告の特例の創設（H27.4.1～） ○確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合、申請書の提出により課税市に対して寄附先の団体が控除に必要な事項を記載した通知をすることにより、確定申告が不要																																
	固定資産税都市計画税	◎新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入 ◎固定資産税等（土地）の負担調整措置を平成29年度まで延長																																
	軽自動車税	◎一定の環境性能を有する軽四輪車等にグリーン化特例を導入（H27.4.1～） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>※A</th> <th>※B</th> <th>※C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A 電気自動車・天然ガス軽自動車で「平成21年排出ガス10%低減」達成          ※B 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準+20%達成、軽貨物はH27燃費基準+35%達成          ※C 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準達成、軽貨物はH27燃費基準+15%達成</p>	種別	区分		※A	※B	※C	軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	四輪	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	種別	区分		※A	※B	※C																												
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円																													
	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																												
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																												
	四輪	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																												
自家用			1,300円	2,500円	3,800円																													
法人市民税	◎原動機付自転車、二輪車及び小型特殊に係る税額の適用開始時期を平成27年度から1年間延長 ◎法人住民税均等割の税率区分に使用される「資本金等の額」の改正																																	
たばこ税	◎旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年度から平成31年度にわたって段階的に廃止 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>(現行)1,000本につき</th> <th>H28.4.1</th> <th>H29.4.1</th> <th>H30.4.1</th> <th>H31.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> <td>5,262円</td> </tr> </tbody> </table>	(現行)1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																							
(現行)1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1																														
2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																														

平成28年度	個人市民税	◎スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入（H30.1.1～） ○検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用（年間10万円を限度として1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入
	固定資産税都市計画税	◎特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入し、適用期限を2年延長 ○太陽及び風力発電設備 特例割合2/3（1/3減免） ○水力、地熱及びバイオマス発電設備 特例割合1/2（1/2減免） ○都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産特定割合4/5
	軽自動車税	◎自動車取得税を廃止し、軽自動車税における環境性能割の創設（R1.10.1～） ◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長（H29.3.31まで）
	法人市民税	◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（R1.10.1以後に開始する事業年度分から適用） ○地方法人税（国税）の税率引き上げに伴う、法人市民税法人税割を3.7%引下げ ・法人税割の税率（改正前）11.1% →（改正後）7.4%（参考：国標準税率9.7%→6.0%）

平成29年度	個人市民税	◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（H31.1.1～） ○配偶者特別控除の控除額が33万円の対象となる配偶者の収入を103万円から150万円まで引上げ、150万円を超えるものは収入に応じて段階的に201万円まで引上げ ○給与収入1,120万円（合計所得金額900万円）超の納税義務者本人に所得制限を導入 ◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を令和3年度まで延長 ◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成32年度まで延長
	固定資産税都市計画税	◎固定資産税等の特例措置等にわがまち特例を導入 ○企業主導型保育事業 特例割合 1/2（1/2減免） ○家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下） 1/2（1/2減免） ○緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 2/3（1/3減免） ◎居宅用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正 ◎耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 ○耐震改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/2から2/3に拡充 ○省エネ改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/3から2/3に拡充 ◎災害に関する税制上の措置の常設化 ○災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。 ○被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充
	軽自動車税	◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を、重点化を行った上で2年延長（H29.4.1～H31.3.31）

平成30年度	個人市民税	<p>◎給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し(令和3年度分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与所得控除と公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を10万円引上げる。</li> <li>○給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を、上限額220万円を195万円に見直す。</li> <li>○子育て世代、介護世帯への所得金額調整控除の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、「①年齢23歳未満の扶養親族を有する者、②特別障害者に該当する者、③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する者」については、給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を、給与所得の金額から控除する。</li> </ul> </li> <li>○公的年金等控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含め、控除額の上限を新たに設け195.5万円とする。</li> <li>・公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。</li> </ul> </li> <li>○基礎控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円で消失する仕組みを設ける。</li> </ul> </li> <li>○非課税の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引上げ、合計所得125万円を135万円に見直す。</li> <li>・均等割を課さないとされる非課税限度額を10万円引上げ、「315千円×(同一生計配偶者+扶養数+1)+(189千円)+10万円」以下の者には均等割を課さない。</li> </ul> </li> </ul>							
	固定資産税 都市計画税	<p>◎固定資産税等(土地)の「負担調整措置」を3年延長</p> <p>◎固定資産税の特例措置(わがまち特例)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止用設備(汚水又は廃液を処理するための施設)に係る課税標準の特例措置1/3から1/2へ見直し2年延長</li> <li>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に水力・地熱・バイオマス発電設備を追加、設備の価格に乗じる率を「1/2」から「3/4」へ見直し2年延長</li> </ul> <p>◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物移動円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の1/3に相当する金額(改修工事費の一定割合を上限とする)を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる。</li> </ul> <p>◎生産性向上特別措置法の施行に伴い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>集中投資期間</th> <th>平成30年度～令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例率</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	集中投資期間	平成30年度～令和2年度	特例率	0.0			
	集中投資期間	平成30年度～令和2年度							
特例率	0.0								
たばこ税	<p>◎たばこ税率の見直し 平成30年10月1日から3段階で引上げ</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>現行1,000本につき</th> <th>H30.10.1</th> <th>R2.10.1</th> <th>R3.10.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,262円</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税区分に「加熱式たばこ」の区分を設ける。</li> <li>○紙たばこの本数への換算方法は、次の2つの方法によって換算した本数の合計本数とする方法に変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算</li> <li>・加熱式たばこの小売価格の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算</li> </ul> </li> <li>○加熱式たばこの課税標準は、新たな換算方式である重量及び小売価格を紙巻たばこの本数に換算する方式への移行を、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に行う。</li> </ul>	現行1,000本につき	H30.10.1	R2.10.1	R3.10.1	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
現行1,000本につき	H30.10.1	R2.10.1	R3.10.1						
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円						
令和元年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金等特別税額控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅ローン減税措置の対象期間の延長(令和元年10月～令和2年12月の間に居住) <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、控除期間(11～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において個人住民税から控除する。</li> </ul> </li> </ul> <p>◎子どもの貧困に対応するための非課税措置(令和3年度分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実婚状態ではなく、児童扶養手当の受給者であり、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする。</li> </ul> <p>◎特例控除対象寄付金(ふるさと納税)の見直し(令和元年6月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総務大臣は、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付の募集を適正に実施する地方公共団体とする。</li> <li>・返礼品返礼割合を3割以下とする。</li> <li>・返礼品を地場産品とする。</li> </ul> </li> </ul>							

令和元年度	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定所有者不明土地を利用する地域福利増進事業の固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年間3分の2とする特例措置を令和3年3月31日まで講ずる。</li> </ul> </li> <li>◎特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災上重要な道路における無電柱化のため、地下に埋設した電柱等に係る固定資産税の特例措置を見直しを行った上で適用期限を3年延長</li> <li>○子ども・子育て支援法に基づく国補助を受けた者が保育施設に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を2年延長</li> <li>○鉄軌道事業者が国補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上のための償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長</li> <li>○コージェネレーション設備に係る固定資産税の特例措置について、課税標準を価格の12分の11（現行：6分の5）とした上で、その適用期限を2年延長</li> </ul> </li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎軽自動車におけるグリーン化特例の延長と見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のグリーン化特例の適用期限を平成31年4月1日から令和3年3月31日まで2年延長</li> <li>○令和3年度から令和4年度までグリーン化特例の対象を電気自動車、天然ガス車に限定し継続（75%軽減）</li> </ul> </li> <li>◎軽自動車税の環境性能割（旧自動車取得税）の臨時的軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税引き上げに伴う需要平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車の税率の1%分を軽減</li> </ul> </li> <li>◎環境性能割交付金の交付割合の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○（環境性能割導入以後）100分の65⇒（令和元～3年度）100分の47⇒（令和4年度以降）100分の43</li> </ul> </li> <li>◎NPO法人の環境性能割（旧自動車取得税）の免除 <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動支援のため、設立5年以内に軽自動車を無償で譲り受けた場合の環境性能割を免除</li> </ul> </li> </ul>

令和2年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（令和3年度分以後の市民税に適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用</li> <li>○上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下（年収678万円））を設定</li> <li>○所得500万円以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状維持。</li> <li>○人的非課税措置の対象を前年の合計所得金額135万円以下の「障害者、未成年者、寡婦、ひとり親」に見直し</li> </ul> </li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地方創成応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○適用期限を令和6年度まで延長</li> <li>○税額控除割合を17.1%から34.3%へ引上げ（損金算入措置（約3割）と併せて寄附金額の約9割の負担軽減）</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎現に所有している者の申告の制度化（所有者不明土地関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>○登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等の申告を義務化</li> </ul> </li> <li>◎使用者を所有者とみなす制度を拡大（所有者不明土地関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者が一人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして、事前に通知した上で固定資産課税台帳に登録し課税。</li> </ul> </li> <li>◎特例措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例として、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。</li> <li>○農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産を、最初の5年度分、価格に2/3を乗じた額とする。</li> <li>○一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置として、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格に1/2を乗じた額とする。</li> <li>○新築住宅に係る税額の減税措置の適用期限を、令和4年3月31日まで延長</li> </ul> </li> </ul>
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、本数課税方式に見直し。令和2年10月から1年間は経過措置として0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税。以降は最低税率を設定（1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本）し、本数課税を適用。</li> </ul> </li> </ul>
	【新型コロナウイルス感染症における税制上の措置】	
	徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎徴収猶予の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予</li> </ul> </li> </ul>
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に寄付金控除を適用</li> <li>◎住宅建設の遅延等により令和2年12月末までに入居できない場合においても、令和3年12月末までに入居した場合には控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用</li> </ul>
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロに減免する。</li> </ul> </li> <li>◎新規に設備投資を行う中小事業者支援として、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構造物を追加</li> </ul>	
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎環境性能割の税率1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長</li> </ul>	

令和3年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住宅借入金等特別税額控除特例の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>○控除期間10年を13年間とする特例を1年間延長</li> <li>○面積要件（床面積50㎡以上）を40㎡以上に緩和</li> </ul> </li> <li>◎セルフメディケーション税制（市販薬品の医療費控除）の5年間延長</li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎土地課税標準額の据え置き措置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続</li> <li>○令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く（新型コロナウイルス感染症における措置）</li> </ul> </li> <li>◎課税標準の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○先端設備等導入計画に基づく設備投資にかかる課税標準の特例措置の2年間延長</li> </ul> </li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎環境性能割の臨時的軽減の延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境性能割の特例措置（税率1%分軽減）を令和3年12月31日まで延長</li> </ul> </li> <li>◎種別割グリーン化特例（軽課）の見直し・延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>○営業用乗用車について、基準の切り替えを行った上で、2年間延長</li> <li>○軽貨物車について、電気自動車等に限定し2年間延長</li> </ul> </li> </ul>

令和4年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○適用期限を4年延長</li> <li>○住宅ローン控除率を0.7%に引下げ</li> <li>○所得要件を2,000万円以下に引下げ</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎土地に係る負担調整措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。</li> </ul> </li> <li>◎特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○新築住宅に係る税額の減額措置の縮減及び適用期限の2年延長</li> </ul> </li> <li>◎不動産登記法の改正に伴う措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○登記名義人等がDV被害者等である場合、固定資産課税台帳の閲覧や記載事項証明書等を交付する際に所要の措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>

令和5年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消について、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。</li> </ul> </li> <li>◎配偶者特別控除の適用に係る所要の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○夫婦それぞれの合計所得金額が一定の金額である場合における配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するための所要の措置を行う。</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設</li> <li>◎長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設</li> <li>◎バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置の創設</li> <li>◎家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも図面等を入手することができることを法令上明確化</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎環境性能割の税率区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、以後は税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に上げる。</li> </ul> </li> <li>◎種別割グリーン化特例（軽課）の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気自動車等を取得した場合における現行の種別割グリーン化特例（軽課）措置の適用期限を3年延長したうえで、適用対象車を段階的に重点化する。</li> </ul> </li> <li>◎特定小型原動機付自転車に係る課税上の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。</li> </ul> </li> </ul>

令和5年度  
市 税 概 要

編 集	財政部 財政部 健康こども未来部	税 務 課 収納管理課 国保年金課
-----	------------------------	-------------------------

発 行	上 田 市 〒386-8601 上田市大手一丁目11-16 TEL 0268-22-4100(代) URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/">https://www.city.ueda.nagano.jp/</a>
-----	--